

## 「埼玉県特別支援教育推進計画（令和7年度～令和9年度）案」に対する御意見と県の考え方

### 1 意見募集期間

令和6年12月27日（金）～令和7年1月23日（木）

### 2 意見の提出者及び意見件数

25者（個人19、団体6）から114件

| 区分    | 人数（個人） | 団体数 | 意見件数 |
|-------|--------|-----|------|
| 郵送    |        |     |      |
| FAX   | 1      |     | 8    |
| 電子メール | 18     | 6   | 106  |
| 合計    | 19     | 6   | 114  |

### 3 意見の反映状況

| 区分                       | 意見件数 |
|--------------------------|------|
| A 意見を反映し、案を修正したもの        | 0    |
| B 既に案で対応済みのもの            | 24   |
| C 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの | 75   |
| D 意見を反映できなかったもの          | 13   |
| E その他                    | 2    |
| 合 計                      | 114  |

| No. | 章   | 施策                                   | 主な取組 | 御意見の内容   | 県の考え方   | 反映状況 |
|-----|-----|--------------------------------------|------|--|---|------|
| 1   | 第1章 | 4「本県における特別支援教育の現状と課題」                |      | 「本県における特別支援教育の現状と課題」に2024年3月の総務省調査「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査-小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として」を踏まえて、「医療的ケア児への特別支援教育の現状と課題」についても記述してください。特別支援学校における医療的ケア児への保護者の付き添い状況が解消されていないのであれば、保護者の付き添い状況によって児童が毎日登校できていない状況があるのではないかでしょうか。といった現状と、付き添い解消に向けたロードマップを示してください。   | 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」制定の趣旨を踏まえ、保護者負担の軽減を図ることは、重要である認識しており、第1章4（4）「関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実」において、「医療的ケアを必要とする子供が増加していることから、各学校等における医療的ケアの実施体制を更に充実させるとともに、保護者の負担軽減を図っていく必要があります。」と記載しております。<br>現在、医療的ケアに関する体制整備のための委託方式による看護師配置をモデル校1校で取り組むと共に、保護者負担軽減のための福祉タクシー等へ同乗する看護師費用の支援についても取り組んでいるところです。今後も「医療的ケア児支援法」の趣旨を踏まえて、さらなる体制整備、保護者負担の軽減の方策について研究・検討をすすめてまいります。   | C    |
| 2   | 第2章 | 施策15<br>ウ 市町村教育委員会への助言・支援            |      | 施策15「医療的ケアが必要な子どもへの対応について」の記載に簡素な印象を受けました。市町村立小・中学校における医療的ケアの実施体制を充実させるには、各教育委員会の要請に基づく助言や支援で足りるのでしょうか。要請ベースではなく、各公立小・中学校の看護師配置体制を自治体格差なく整備してください。   | 各公立小・中学校における医療的ケアの実施については、各市町村教育委員会が行っています。そのため、市町村教育委員会の要請に応じて助言・支援を行うという記載になっております。   | D    |
| 3   | 第2章 | 施策15<br>イ 医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実      |      | 今春から特別支援学校への通学支援として福祉タクシーに同乗する看護師費用の補助が始まりました。少し前に福祉タクシーの利用回数上限が上がりましたが、将来的には医療的ケア児が通学バスに乗れるよう、バスの台数を増やす等の取り組みをお願いいたします。   | 医療的ケアが必要な児童生徒等の通学については、児童生徒の生命と安全の確保が第一に優先されるべきと考えております。そのため、車内における衛生的かつ安全な環境の確保や、特に大型スクールバスでは停車場所の確保も課題となっており、乗車中に医療的ケアを必要とする児童生徒等の乗車は原則として認めておりません。ただし、医療的ケアが必要な場合であっても、保護者の要望や主治医など医師の指導助言を踏まえ、バス乗車中の医療的ケアが必要ないと判断される場合には、スクールバスで通学しているケースもあります。<br>一方で、医療的ケア対応のスクールバスの運行には多大な予算が必要なことや、年間を通じての看護師の確保が難しいことから、本県では福祉タクシー等による通学支援事業に取り組んでおり、運賃や同乗看護師の費用を補助しています。引き続き、医療的ケアが必要な児童生徒等の通学環境の改善に向けて研究してまいります。 | D    |
| 4   | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」           |      | 第1章2（1）（2）の折れ線グラフ中の目標値の意味が分かりませんでした。特に、目標値が令和5年の値より低いものがあり、「これはどういうこと？」と疑問を持ちました。<br>いつ定めた目標値なのか。何をもとに定めた目標値なのかをどこかに記載してはどうでしょうか。<br>あるいは、目標値そのものを削除してはどうでしょうか。  | グラフ中の目標値は、現行の計画である「埼玉県特別支援教育推進計画（令和4年度～令和6年度）」を策定した際に設定したものであり、見出しに「埼玉県特別支援教育推進計画（令和4年度～令和6年度）の検証～成果と課題～」と記載しております。   | B    |
| 5   | 第1章 | 4「本県における特別支援教育の現状と課題」                |      | 「本県における特別支援教育の現状と課題」のうち「教育環境の整備」について、知的障害特別支援学校のことのみに言及していますが、越谷特別支援学校は、併設校以外でみると、全国的にも最大規模の肢体不自由特別支援学校です。教室不足、広域な学区による長い通学時間が児童生徒、保護者、教員に大きな負担となっています。特に教室不足は深刻です。個別最適な学びと協働的な学びを実現する上で、教室不足は一番大きな問題であると考えます。川口市周辺への肢体不自由特別支援学校の新設が必要ではないでしょうか。それが実現できないのであれば、まずは教室不足の解消のために施設増設、あるいは大規模改築などが必要ではないでしょうか。 | 肢体不自由特別支援学校の中で越谷特別支援学校の児童生徒数が多いことは認識しております。また、県立肢体不自由特別支援学校は、県立知的障害特別支援学校よりも学校数が少なく、通学区域が広域となっており、地域によりましては、通学の負担が大きいことは課題として認識しております。<br>そこで、これまで児童生徒の通学における負担が少しでも改善されるよう、スクールバスの運行や通学区域の見直しなど様々な観点から検討を行ってきました。<br>また、川口市から肢体不自由特別支援学校の設置について御要望を頂いており、その趣旨を踏まえ、市の協力を頂きながら、学校の設置も含め、あらゆる可能性を幅広く検討してまいります。  | C    |
| 6   | 第2章 | 施策1<br>オ 地域で切れ目ない支援を行うためのサポート手帳の活用促進 |      | 保護者とのやりとりの中で、実際にサポート手帳があまり活用されていないと感じます。就学時期に調査するなどして、どの程度の活用されているのかを把握されてはどうでしょうか。また、活用されていないようであれば、その原因を把握し、改善の必要があるのでないでしょうか。   | サポート手帳の活用については、計画（案）において、市町村教育委員会に対して、活用を働きかける旨を記載しております。サポート手帳の活用状況の把握については関係部局と連携してまいります。   | C    |
| 7   | 第2章 | 施策7<br>ウ 長期研修や専門研修の推進                |      | 平成29年度に特別支援教育総合研究所の特別支援教育専門研修を受講しました。当時の参加者のなかで、旅費及び宿泊費が県から出ないのは埼玉県だけでした。現在の状況は、存じ上げていませんが、今も同様の状況であれば、旅費と宿泊費は県から支出することで、研修への参加者が増えるであろうと思います。   | 専門研修に出る場合は、給与が担保され、代替教員も充てるという考え方で整理しています。そのため、専門研修に係る旅費は支給されません。引き続き、本県の特別支援教育を推進する指導者を育成するため、長期研修や専門研修への派遣を積極的に行います。  | D    |

| No. | 章   | 施策                         | 主な取組           | 御意見の内容   | 県の考え方   | 反映状況 |
|-----|-----|----------------------------|----------------|--|---|------|
| 8   | 第2章 |                            |                | 全体的に「推進します」「向上を図ります」などに対して、具体的な方策が明記されていないもののがかなりあるように感じました。どのような具体的な方策があるのかが重要であると思いますので、具体策が述べられているかの視点で全体の確認が必要ではないかと感じました。   | 本計画は特別支援教育を総合的に推進するための基本的な考え方や主な取組を示すものです。そのため全ての取組について具体的に記載しておりませんが、御意見として承りました。  | E    |
| 9   | 第2章 | 施策10                       | 工 肢体不自由特別支援学校  | 川口市には、義務教育の特別支援学校が1つしかなく、これは県の政策としては、人口規模を考えても誤りであると考えます。草加市八潮市川口市といった県南東部には肢体不自由の学校がないためぜひ肢体不自由特別支援学校の新設も計画に位置付けていただきたいです。<br>川口市については知的障害の川口特別支援学校が増築されるものの人数規模はすぐに埋まってしまう勢いで増加があります。知的と肢体と一緒にした学校を計画し、例えば、老人介護施設に転用できるような設計をして計画すればよいと考えます。   | 現在、令和8年度及び令和10年度の供用開始を目指し、川口特別支援学校の増築工事を行っています。今後の過密対策については、児童生徒数の推移を踏まえ、検討してまいります。<br>県立肢体不自由特別支援学校については、知的障害特別支援学校よりも学校数が少なく、通学区域が広域となっており、地域によりましては、通学の負担が大きいことは課題として認識しております。<br>そこで、これまで児童生徒の通学における負担が少しでも改善されるよう、スクールバスの運行や通学区域の見直しなど様々な観点から検討を行ってきました。<br>また、川口市から肢体不自由特別支援学校の設置について御要望を頂いており、その趣旨を踏まえ、市の協力を頂きながら、学校の設置も含め、あらゆる可能性を幅広く検討してまいります。 | C    |
| 10  | 第2章 | 施策10                       | オ 知的障害特別支援学校   | 前回の推進計画に比べ、具体的な内容ではなく、かなりばやけた表現になっているので、これが計画の文言になるか疑問があるため具体的な表現が必要だと考えます。<br>知的障害の特別支援学校の児童生徒数は、今後も増加をしていきます。今後の推移を予測するソフトは急激な増加には対応できずあてにならなりません。エビデンスとしてはソフトを使用した推移は弱いです。<br>また、県立学校の再編からのそこへの高等部の分校設置のみを検討したということにならないように、特別支援学校の設置については、市町村と設置の検討を行ったうえで、設置義務のある県が整備を行ってください。  | 知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、県民コメントの実施時点では記載しておりません。<br>今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し、既に取り組んでいる川口特別支援学校の校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。<br>また、施策10キ「市町村教育委員会との連携」に記載のとおり、関係市町村教育委員会と連携し、情報交換や協議を進めます。   | C    |
| 11  | 第2章 | 施策10                       | キ 市町村教育委員会との連携 | 学校教育法では設置義務は県にあるとされています。それをあえて市町村教育委員会が設置するという文言は計画に書く必要はないと考えます。こういった文言を記述しなくとも、市町村教育委員会からもし仮に設置の話がある場合は県教委に相談があると思います。当然のことを計画に書いてあえて県教委がやっていますよアピールにしかなりません。連携でもなく支援でもないと読む人は感じます。<br>また特別支援学校の設置は莫大な予算がかかるため、市町村で作るといつても政令市であるさいたま市くらいしか埼玉県の市町村の予算レベルでは設置は難しいと考えます。富士見市や川越市の特別支援学校も全国的な流れで考えると今後は県に移管することも考慮するなども文言に位置付けるべきだと考えます。<br>市町村教育委員会の支援について、予算的な支援も計画に位置付けるべきだと考えます。 | 御意見として承りました。  | D    |
| 12  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |                | 小学部の新入生が年々増加していることから、高校内分校よりも小中学部対象の新校や特別支援学級の拡充や増加に早急に取り組まなければなりません。計画では県南ゾーンのみ書かれていますが、県東部、西部地区も児童生徒数が300人を超える過大過密校は多くあり、各地区において2～3校の新校設置が必要です。「推進計画終了時までに○○市に1校の新校設置」と具体的な目標を記載する必要があります。   | 知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、県民コメントの実施時点では記載しておりません。<br>今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し、既に取り組んでいる川口特別支援学校の校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。   | C    |
| 13  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |                | 肢体不自由や視覚障害、聴覚障害の特別支援学校は数も少なく、登下校に支障をきたしています。当該校においては寄宿舎の増設や拡充も必要ですので明確な記載をお願いします。合わせて、すべての障害種について学校新設および分校設置の検討をお願いいたします。  | これまで児童生徒の通学における負担が少しでも改善されるよう、スクールバスの運行や通学区域の見直しなど様々な観点から検討を行ってきました。<br>また、喫緊の課題である知的障害特別支援学校の過密解消のため、新校の設置、校舎の増築などを進めております。他の障害種につきましては、引き続き、埼玉県特別支援教育推進計画を踏まえて、特別支援学校の教育環境の改善に取り組んでまいります。   | D    |

| No. | 章   | 施策                         | 主な取組  | 御意見の内容   | 県の考え方   | 反映状況 |
|-----|-----|----------------------------|---|--|---|------|
| 14  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |   | <p>教員採用試験の倍率は年々減少し、新規採用教員の退職者や病気休職者は増加の一途を辿っています。働き方改革はコロナ禍を経て号令だけとなり、超過勤務や一人のキャパシティを超えた働き方を強いる風潮が強まっています。このような風潮の中、教職員同士が協力・協働できる環境は失われつつあります。</p> <p>教員の専門性は免許状の取得・所有だけに求められるものではありません。多忙化を解消し、教職員が多少の余裕をもって生活ができる程度の待遇改善をお願いします。その上で、職場がチームとなって授業づくりができるゆとりを作ることを県として明文化して推奨してください。</p>                   | 教職員の多忙化解消については本計画の対象外ですが、教職員の専門性向上を図るにあたっては、多忙化解消にも配慮しながら進めてまいります。  | C    |
| 15  | 第2章 |                            |   | <p>インクルーシブといいつつも、特別支援学校に障害者を集めている現実があります。なぜ、一般の小中学校では教室が余っているのに、特別支援学校には教室がないのか、特別支援に対する、わが子を特別に大切にしてくれる特別支援学校に対する期待だと思います。期待されているからこそ思うのですが、早く本当のインクルーシブを進めるべきだと思います。学校は社会の一部ですが、学校だけが社会ではないと強く思います。</p> <p>小中学校の空き教室を特別支援学校の児童生徒が使えるようにすることから始めて、小中学校に特別支援の児童生徒を合流させ、望めば誰でも小中学校内で特別支援教育が受けられるようにしてほしい。</p> | 本計画では、第4期埼玉県教育振興基本計画を踏まえて、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育を推進する観点から、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶための条件整備と、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」における特別支援教育の更なる推進に取り組んでまいります。                  | D    |
| 16  | 第2章 | 施策13,14                    | イ 就労関係機関等と連携した就労支援の充実<br>イ 地域の就労関係機関と連携した卒業後の支援体制づくりの推進 | <p>障害を抱える人の就労支援は明記いたしている各種機関の他に、行政機関の連携も必要になってくることが多いです。特に、障害を抱える人の就労パターンは多岐に渡り、一般就労だけでなく障害福祉サービスの就労もあります。就労を検討の中で、就労パターンの変更などがあると支援者構成が変わったりサービス申請が必要になります。</p> <p>私が以前、支援に関わった際に、特別支援学校の先生方が障害福祉サービスの手続きなどをご存知ない事例がありました。なので、関係機関等の明記の他に「行政機関」の明記も入れていただくより連携の重要性への理解が高まるのではないかと思われます。</p>                 | ご意見いただきましたとおり、障害のある方への就労支援は、行政機関との連携も重要であると認識しております。<br>施策13イ、14イともに行政機関を含む内容となっております。  | B    |
| 17  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |   | 計画期間に新設や増築した学校が記されているが、その結果、現状がどのようにになっているかが、極めて不正確。埼玉県5か年計画を持ち出し、県南ゾーンを中心に知的障害特別支援学校の在籍者数の増加が見込まれると記すだけで、他の地域や肢体不自由校の教室不足の状況にまったく触れていない。埼玉県が「教室不足対策事業」を実施し、さいたま桜・羽生ふじをはじめ、学校の新設を始めた2007年度以降の知的障害特別支援学校の学校ごとの在籍者数の推移や肢体不自由校等も含めた特別教室の転用や教室不足の状況がわかる資料（表等）を示す必要がある。   | 知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、児童生徒数の推移等も含めて県民コメントの実施時点では記載しておりません。<br>今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し、既に取り組んでいる川口特別支援学校の校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。併せて児童生徒数の推移等の資料も記載しました。 | D    |
| 18  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |   | 「埼玉県5か年計画における県南ゾーンを中心に県立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加が見込まれるため、更なる教育環境の整備が必要です」という記述を、「埼玉県5か年計画では、今後も県南ゾーンを中心に県立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加が見込まれるとされていることに加え、全県的に特別教室を普通教室に転用するなど、教室不足が著しい学校が多いことから、更なる教育環境の整備が必要です」に変える。   | 御提案いただいた趣旨の現状は認識しており、それを踏まえて、「県立知的障害特別支援学校の過密状況を改善するため、新設校や高校内分校の設置、校舎の増築を進めています。しかし、埼玉県5か年計画における県南ゾーンを中心に在籍者数の増加が見込まれるため、更なる教育環境の整備が必要です。」と記載しております。   | C    |

| No. | 章   | 施策     | 主な取組  | 御意見の内容   | 県の考え方   | 反映状況 |
|-----|-----|--------|---|--|---|------|
| 19  | 第2章 | 施策10   | オ 知的障害特別支援学校  | <p>「埼玉県 5カ年計画における県南ゾーンを中心に児童生徒数が増加していることから、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し…」という記述を、</p> <p>「埼玉県 5カ年計画では、今後も県南ゾーンを中心に県立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加が見込まれるとされていることに加え、全県的に特別教室を普通教室に転用するなど、教室不足が著しい学校が多い。これらのことから、これまで及び今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し…」に変え、</p> <p>現行計画P8に記載されている表「県立知的障害特別支援学校 学校別児童生徒数の推移」(①)、P43の「県立特別支援学校の児童生徒数の推移について」(②)、P44の「表3 県立特別支援学校児童生徒数の推計」(③)と同趣旨の表等を、新計画に合わせて年次を進行させて載せる。</p> <p>①については、埼玉県が「教室不足対策事業」と銘打って、さいたま桜・羽生ふじ(2007年度開校)に始まる学校の新設を推進した時期からの推移を載せることで、過密・過大、教室不足がどのように進行してきたかが県民に分かるようにする必要がある。</p> <p>③については、現行「推進計画」策定時の推計をはるかに超えるペースで児童生徒の増加、とりわけ小学校の増加が著しいことを示し、推計の仕方も改善する必要がある。</p> | <p>御提案いただいた趣旨の現状は認識しており、それを踏まえて、「県南ゾーンを中心に児童生徒数が増加していることから、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し…」と記載しております。</p> <p>知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、児童生徒数の推移等も含めて県民コメントの実施時点では記載しておりません。</p> <p>今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し、既に取り組んでいる川口特別支援学校の校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。併せて児童生徒数の推移等の資料も記載しました。</p>   | C    |
| 20  | 第3章 | 2 指標一覧 |   | <p>「6 特別支援学校の整備」の項目が「現状値」が「-」、「目標値」が空欄になっているが、これでは「指標」にあたらない。</p> <p>「6 特別支援学校の教室不足の解消」として、転用教室を含め不足教室数を現状値とし、それを「0」にするというのが目標値になるのではないか</p>   | <p>知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、過密対策に係る指標も県民コメントの実施時点では記載しておりません。</p> <p>今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策に係る指標を記載しました。</p> <p>少子化が進む中、障害のある児童生徒数が見込みを上回り増加していることから長期的なスパンで不足教室数などを見込み、数値目標を設定することが難しい状況にあります。</p> <p>一方、こうした中でも今後3年間の学校の整備計画を示す必要があることから、このような定性的な指標としてあります。</p>  | D    |
| 21  | 第2章 | 施策15   | ア 県立特別支援学校における医療的ケアの実施体制の充実<br>イ 医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実<br>ウ 市町村教育委員会への助言・支援 | <p>施策15「医療的ケアが必要な子供への対応」として、ア「県立特別支援学校における医療的ケアの実施体制の充実」、イ「医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実」、ウ「市町村教育委員会への助言・支援」が記されていますが、2021年9月に「医療的ケア児支援法」が施行されたことを十分に踏まえる必要があります。</p> <p>「医療的ケア児支援法」には、学校設置者に対して「在籍する医療的ケア児が『保護者の付き添いがなくても』適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするために、看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師）の配置その他必要な措置を講ずるものとする」と明示され、保護者によるケアを前提としない学校における医療的ケアの実現が求められています。</p> <p>医療的ケアを必要とする子どもは、肢体不自由特別支援学校に多く在籍し、年々その数が増えている現状があります。しかし、他の障害種の特別支援学校や通常の中学校、高校の在籍者が増えています。</p> <p>こうした状況から、施策15「医療的ケアが必要な子供への対応」に、全体像として、ア・イ・ウの各項目をより具体的に示す必要があります。</p>   | <p>「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」制定の趣旨を踏まえ、保護者負担の軽減を図ることは、重要であると認識しております。現在、医療的ケアに関わる体制整備のための委託方式による看護師配置をモデル校1校で取り組むと共に、保護者負担軽減のための福祉タクシー等へ同乗する看護師費用の支援についても取り組んでいるところです。今後も「医療的ケア児支援法」の趣旨を踏まえて、さらなる体制整備、保護者負担の軽減の方策について研究・検討をすすめてまいります。</p> <p>また、いただいた御意見を参考に高等学校においても医療的ケアが必要な生徒へ適切な支援ができるよう、施策9において、校内支援体制の整備を推進します。</p> <p>なお、各公立小・中学校における医療的ケアの実施については、各市町村教育委員会が行っています。そのため、市町村教育委員会の要請に応じて助言・支援を行うという記載になっております。</p> | C    |

| No. | 章   | 施策                         | 主な取組 | 御意見の内容  | 県の考え方   | 反映状況 |
|-----|-----|----------------------------|------|---|---|------|
| 22  | 第2章 | 施策8,9,10                   |      | <p>目標Ⅲ「教育環境の整備」の施策8「公立小中学校における教育環境の整備」、施策9「県立高校における教育環境の整備」、施策10「県立特別支援学校における教育環境の整備」にも「医療的ケアを必要とする子どもたちのため教育環境の整備」を、それぞれの学校種の状況や課題を明らかにしたうえで、具体的な充実策を記す必要があると思います。</p> <p>その際に、最も重要なのは、医療的ケアが必要な子どもが在籍するすべての学校に、「医療的ケア児支援法」の趣旨に則って、看護師等の資格のある教職員を配置することです。国からの若干の財政支援はありますが、保護者によるケアを前提としない学校における医療的ケアを実現するためには、極めて不十分です。看護師資格にある教職員の定数化についても「国に要望する」ことを、施策8・施策9・施策10の各所に記載するべきだと思います。</p> <p>とりわけ、特別支援学校では肢体不自由校と違う学校に「看護教員」が配置されていますが、標準法に定めがないため、教員定数の一部を充てています。対象となる子どもが増えている中で、看護教員を増やすべき担当等の教員を減らさなければならなくなります。この配置の仕方が始まった20年前とは、医療的ケア対象児の数が大幅に増えている状況にあり、教員定数とは別枠で看護師資格のある教職員を特別支援学校に配置することが求められています。国に定数の制度化を強く働きかけることを明記すべきだと思います。</p> | <p>施策15のア「県立特別支援学校における医療的ケアの実施体制の充実」に当たり、学校の実情を把握しながら、適切な看護師資格のある教職員の配置に努めてまいります。</p> <p>特別支援教育の推進のため必要な教員を含む教職員定数全体の改善については、引き続き、国へ要望してまいります。</p> <p>なお、各公立小・中学校における医療的ケアの実施については、各市町村教育委員会が行っています。そのため、市町村教育委員会の要請に応じて助言・支援を行うという記載になっております。</p>                      | C    |
| 23  | 第3章 | 2 指標一覧                     |      | 「指標一覧」には医療的ケアの充実に関わる指標がありませんが、「医療的ケア児支援法」が施行し、法的に保護者によるケアを前提としない学校における医療的ケアの実現が求められている中で、指標として「看護師資格のある教職員の配置」等、医療的ケアの充実に関わる項目を設定するべきだと思います。  | 指標については、それぞれの目標を象徴し、客観的に評価できるものとして目標ごとに設定しております。そのため、全ての取組に対して指標の設定はしておりませんが、御意見の趣旨を踏まえ、医療的ケアの実施体制についても、客観的なデータを参考に進捗管理をしながら取組を進めてまいります。  | C    |
| 24  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |      | <p>現行計画における目標 I「連続性のある『多様な学びの場』の充実」に関する「成果と課題」が、指標①「通常の学級における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率」、指標②「支援箱学習を支える学校ボランティア養成講座の年間受講者数」、指標③「特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率」の3つの指標で検証されています。</p> <p>しかし、「多様な学びの場」をどのように連続性を持って機能させるのか、という視点が欠落しています。小中学校の中には特別支援学級や通級指導教室の設置された学校もあり、高校でも「通級による指導」が2018年度から実施されています。それらどのように機能する校内体制を構築しているのか、また、特別支援学級や通級指導教室、高校の「通級による指導」がない学校では、どのようにある学校との連携等をすすめているのかを、第一に検証すべきではないでしょうか？</p> <p>また、「連続性のある『多様な学びの場』の充実」の要となるのは、特別支援学校の「センター的機能」です。特別支援学校の「センター的機能」がどのように発揮され、どのような課題があるのかもあわせて検証する必要があります。特別支援学校の実情としては、学校の過大・過密化によって、児童生徒数に対する教職員数の比率が年々悪化する傾向にある中で、校内支援で手一杯となり「センター的機能」を発揮したくてもできないのが現実ではないでしょうか。</p>            | <p>現行計画の目標 I については指標①②③を設定していることから、それらを用いて検証を行っています。</p> <p>いただいた御意見は参考として、「多様な学びの場」の連続性の確保につながるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を推進してまいります。</p> <p>連続性のある「多様な学びの場」を充実させるため、特別支援学校のセンター的機能の活用などによる校内支援体制の整備・充実は重要であると認識しております。そのため、目標 I の各施策において、センター的機能活用や充実について記載しております。</p> | C    |
| 25  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |      | 指標①「通常の学級における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率」について幼稚園、小・中学校、高校ともに作成率が上昇傾向にあることは喜ばしいことですが、同時にどのように活用されているのかの検証が必要です。また、特別支援学校においては現在、「校務支援システム」の導入が進められており、システムに紐づく個別の教育支援計画（教育支援プランA）、個別の指導計画（教育支援プランB）の書式の見直しの検討が必要になっています。県として各学校の活用状況を掴みながら、より活用しやすい書式にしていくためにも、活用に関する課題の検証が必要です。  | <p>現行計画の指標①として個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率を設定しているため、それを用いて検証を行っています。施策1,2,3,13において「個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用」に取り組む中で、いただいた御意見は参考にさせていただきます。</p> <p>個別の教育支援計画（教育支援プランA）、個別の指導計画（教育支援プランB）の様式については今後、見直しを進めてまいります。</p>  | C    |

| No. | 章   | 施策                         | 主な取組                            | 御意見の内容  | 県の考え方   | 反映状況 |
|-----|-----|----------------------------|---------------------------------|---|---|------|
| 26  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |                                 | 指標②「支援籍学習を支える学校ボランティア養成講座の年間受講者数」について<br>グラフを見るとボランティア養成講座受講者数と支援籍学習実施人数が比例して増加しているが、養成講座受講者が支援籍学習の後補充として機能しているとは言えないのではないかでしょうか。養成講座の受講者の中で支援籍学習の後補充として実際にボランティアして関わった方がどれだけいるのかも検証する必要があります。  | 支援籍学習を支えるボランティアについては、年齢などを理由に登録を解除するケースがあるため、指標を講座受講者数から登録者数へと変更しました。<br>登録者数については、新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準を超えることを目指し、各校平均20名の登録（38校で760名）を目指しております。<br>ボランティアについては、後補充だけでなく送迎や付添にも御活用いただけますので、これらの活用数についても実施段階において参考にいたします。 | C    |
| 27  | 第3章 | 2 指標一覧                     |                                 | P42の「指標一覧」の2のボランティア登録者数についても、なぜ目標値が760人なっているのか根拠が不明確です。支援籍学習の後補充のボランティアの現状値と実際の支援籍の延べ回数との比較で目標値が示される必要があると思います。   | 支援籍学習を支えるボランティアについては、年齢などを理由に登録を解除するケースがあるため、指標を講座受講者数から登録者数へと変更しました。<br>登録者数については、新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準を超えることを目指し、各校平均20名の登録（38校で760名）を目指しております。<br>ボランティアについては、後補充だけでなく送迎や付添にも御活用いただけますので、これらの活用数についても実施段階において参考にいたします。 | C    |
| 28  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |                                 | 指標③「特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率」について<br>就職率が下がったことの一因として、「企業の求める水準と生徒の実態が合わないケース」があると分析しているが、その根本は障害児学校の過密・過大化の中で、高校への進学者が増えていること、高等部単独校の職業学科や高校内分校など増加により、高等部の生徒の障害が重くなっていることによるのではないか。そもそも、単なる就職率の向上を指標としてよいのでしょうか。定着率はどうなっているのかの検証も必要です。生徒にとって適切で最善の進路実現こそが重要だと思います。 | 本指標は、特別支援学校における教育の充実を表す指標として、埼玉県5か年計画でも指標として位置付けています。<br>一方で、生徒の就労支援については、「定着支援」も大変重要であることから御意見を踏まえて取組を進めてまいります。  | C    |
| 29  | 第3章 | 2 指標一覧                     |                                 | P42の「指標一覧」の3についても、「就職率」だけでなく「定着率」をあわせて記す必要があります。  | 定着率は、就労後における本人のけがや病気、企業の状況変化といった影響も受けるため、各学校における職業教育・キャリア教育の効果を測定する指標として就職率を記載しております。<br>一方で、定着支援は重要であることから施策14のイにおいて県立特別支援学校と企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携し、生徒の就職時及び就職後のアフターケアなどの就労支援の充実を図る旨を記載しております。             | C    |
| 30  | 第2章 | 施策2                        |                                 | 小中学校の中には特別支援学級や通級指導教室の設置率が増加しています。「連続性のある『多様な学びの場』の充実」のための施策なので、設置校においては、通常学級と特別支援学級や通級指導教室がより連続性をもって機能させ、設置されていない学校については、設置率の向上や設置校との交流などの視点での施策を第一項目（＝ア）として記述るべきです。   | 各施策における主な取組は、いずれも重要であり順序性はないことから、原案のとおりといたします。  | D    |
| 31  | 第2章 | 施策3                        |                                 | 「カ 通級による指導に関する指導体制の充実」の項目がありますが、(2)と同様に、これを施策の第一項目（＝ア）として、高校における通級指導と高校教育を、連続性を持って機能させ、充実させる視点で記述した上で、他の項目を展開する必要がある。   | 各施策における主な取組は、いずれも重要であり順序性はないことから、原案のとおりといたします。  | D    |
| 32  | 第2章 | 施策4                        | ク 共生社会の形成に向けた支援籍学習や交流および共同学習の推進 | 「ク 共生社会の形成に向けた支援籍学習や交流及び共同学習の推進」の最後の行に、「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進につながるよう…」と記述されているが、その前に「特別支援学校が『センター的機能』を十分に発揮し」の一文を挿入する。それによって、連続性のある学びの場を充実させ、インクルーシブな教育システムを構築するための要が特別支援学校のセンター的機能であることが明確になります。   | 御指摘いただいた箇所は、特別支援学校の学びの場を充実させる施策となっております。特別支援学校のセンター的機能は、特別支援学校が専門性を発揮することにより、小中高等学校等の通常の学級等、他の学びの場の支援を行うものであるため、この箇所には記載しておりません。なお、特別支援学校のセンター的機能の充実が必要であることは認識しており、施策13オにその旨記載があります。                                   | C    |

| No. | 章   | 施策                         | 主な取組                                       | 御意見の内容  | 県の考え方  | 反映状況 |
|-----|-----|----------------------------|--|---|--|------|
| 33  | 第2章 | 施策8                        | ア 通級による指導の担当教員の適切な配置<br>オ 巡回型の「通級による指導」の推進 | 工「通級による指導の担当教員の適切な配置」に、「標準法の改正による」「基礎定数化を踏まえ、通級による指導の担当教員を、適切に配置します」とありますが、ニーズの高まりとともに、基礎定数化される標準定数が実態に合わなくなっていることは明白ではないでしょうか。対象の児童生徒13人に対して教員1人では、通級による指導を充実させることは相当に困難です。ましてや「巡回型の通級による指導」で担当する教員がいくつもの学校をまたがって指導に当たることは、担当教員の大きな負担であり、「通級による指導の充実」につなげることは困難です。国に対して通級による指導を担う教員定数の更なる改善を働きかけることを施策として明記するべきです。また、本気で充実させるためには定数改善されるまでは、埼玉県として特別な予算を確保し、13人に満たない学校に担当教員の配置を行うべきと考えます。  | 通級による指導の担当教員の適切な配置を進めるため、対象児童生徒が少ない地域についても十分な配置を可能とする算定基準について、国に要望しております。また、平成29年度の義務標準法改正を踏まえ、配置基準を見直す予定です。   | C    |
| 34  | 第2章 | 施策9                        | ア 通級による指導の導入の推進                            | 「通級による指導を実施する「拠点校」での成果を共有し、高校における通級による指導の導入を推進します」と記述されていますが、「拠点校」の内、2018年度の制度導入時からモデル校として実践を積み重ねてきた4校中3校（皆野高校、鳩山高校、八潮高校）が「魅力ある県立高校づくり」として、再編整備され2025年度をもって廃校になろうとしています。さらに県教委は、先日（1月9日）、新たな「魅力ある県立高校づくりの方針（案）」を公表し、2038年度までの14年間に、5期に分けて、県立高校131校を116校～112校に再編整備（15～19校削減）するとしています。<br>県は「1学年あたり6学級以上が望ましい」としていますが、小規模な学校で特別な教育的なニーズのある生徒が丁寧に指導を受けている実例が埼玉県にはたくさんあるはずです。廃校になる皆野高校、鳩山高校、八潮高校も小規模な学校で、通級による指導の拠点校として、実績を積んできました。このような学校を廃校とし、さらに小規模な学校の統廃合をすすめようとしながら、どのようにして「通級による指導を実施する「拠点校」での成果を共有し、高校における通級による指導の導入を推進」するのでしょうか。<br>少子化のいまだからこそ、高校でも40人の学級規模を縮小し少人数学級にすることなどで学級数を確保しながら、通級による指導を充実させ、高校内で連続的に機能するように教育環境を整備することが重要だと考えます。 | 施策3及び施策9に記載しているとおり、これまで取り組んできた拠点校での成果を共有しつつ、特別な教育的支援を必要とする生徒が、どの学校に通っても必要に応じて通級による指導を受けられる教育環境の整備を目指し、通級による指導を実施する学校数の拡大を検討します。  | B    |
| 35  | 第2章 | 施策10                       |  | 「多様な学びの場」を連続的に機能させるための要である特別支援学校の「センター的機能」の充実を記す必要があります。  | 御指摘いただいた箇所は、特別支援学校の教育環境を整備する施策となっております。<br>特別支援学校のセンター的機能は、特別支援学校が専門性を発揮することにより、小中高等学校等の通常の学級等、他の学びの場の支援を行うものであるため、この箇所には記載しておりません。<br>なお、特別支援学校のセンター的機能の充実が必要であることは認識しており、施策13オにその旨記載があります。 | B    |
| 36  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |  | P11に、現行計画における目標Ⅲ「特別支援教育を担う教職員の専門性向上」に関わる成果と課題の検証の指標として、指標④「特別支援学級における特別支援学校教諭免許状保有率」、指標⑤「特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率」を掲げている。特別支援教育を担う教職員の専門性向上の指標が免許状の保有だけでよいのか。   | 特別支援学校教諭免許状の保有率は、特別支援教育を担う教職員の専門性を図る指標として客観的であるため、指標として選定しております。<br>特別な教育的支援を必要とする子供への支援を充実させるため、目標Ⅱの各施策において、研修の充実や専門家を活用した校内支援体制の充実による指導力の向上に取り組むことを記載しております。                               | B    |
| 37  | 第2章 | 施策5,6,7                    |  | 目標Ⅱ「特別支援教育を担う教職員の専門性向上」に関わる施策として、施策5「すべての教職員に求められる特別支援教育に関する専門性の向上」、施策6「通級による指導、特別支援学級を担当する教職員に求められる専門性の向上」、施策7「県立特別支援学校の教職員に求められる専門性の向上」が記されている。<br>専門性の向上を特別支援学校教諭免許状の保有率の向上や研修の充実、校内体制の充実など、学校と教職員の責任にゆだねているような記述が目立つ。個々の教職員の専門性の向上にも学校としての教育力を高めるという視点でも、ゆとりをもって教育活動や研修に専念できる「ゆとり」が必要であり、多忙化でその「ゆとり」がないのが学校現場の現状です。専門性向上のための環境整備の必要性について記述する必要がある。それを受けて、目標Ⅲ「教育環境の整備」の中に、教職員定数の改善を国に働きかけることを含め、具体策を記述るべき。   | 教職員の多忙化解消については本計画の対象外ですが、教職員の専門性向上を図るためにあたっては、多忙化解消にも配慮して進めてまいります。<br>目標Ⅰの施策2及び施策3に記載しているとおり、教職員定数の改善について、国に要望します。<br>また、施策6にある記載しているとおり、オンライン等による研修の実施・拡大など、研修方法を工夫します。                     | B    |

| No. | 章   | 施策     | 主な取組   | 御意見の内容   | 県の考え方  | 反映状況 |
|-----|-----|--------|--|--|--|------|
| 38  | 第2章 | 施策1,7  | カ 関係機関と連携した適切な教育相談の実施<br>ケ 障害種に応じた専門性や指導力の向上 | 自立活動の主訴に合わせた適正な就学を進めて欲しい（盲学校ではなくになっている現状）受け入れている障害の幅が広すぎている。教員は、視覚障害の専門性すらないのに他障害についても対応しなければならず、着任してまず何から学べばよいかもわからない。重度重複化することで、単一の視覚障害児が盲学校を避ける傾向がある。地元の幼稚園や保育園との併園が認められており、幼稚部にも実態として視覚障害教育が主訴といえないような幼児もどんどん入ってきて、重度重複化が激しくなっている。（バギー使用多数、医ケア児などが在籍。摂食に課題がある幼児に再調理の設備はないので、教員が刻みを行っている）。それも併園のため、週1回しか登校しないなど、継続した指導が行いにくい現状もある。100%盲教育という環境とまではいかないが、そこに近づけていくようにしないと盲教育の専門性は担保できない。   | 本人や保護者に対して多様な学びの場について情報提供をしながら丁寧な就学相談を行い、本人や保護者と合意形成のもと、実態や教育的ニーズに応じて適切に就学先を決定できるよう、市町村教育委員会や特別支援学校に働き掛けます。  | C    |
| 39  | 第2章 | 施策4,10 | コ 特別支援教育コーディネーター等の人材育成<br>ア 視覚障害特別支援学校       | 児童生徒数が少なくなるとしても他の障害種と併置・併設にするのではなく、盲学校単独での本校と分校の二拠点化を進めて、埼玉の視覚障害教育の環境を充実させて欲しい<br><br>幼小中高専の本校と小中学部のみの分校の2拠点とし、地域で学ぶ視覚障害を有する児童生徒の支援にもそれぞれの学校が対応する（高等部段階では北海道のように1か所に集まる）現在、スクールバスの長距離便があることで、片道2時間とかなり通学に無理のある児童生徒がいる。基礎的な力をつける上で、通学の負担を減らすためにも、小中学部の分校が必要。盲学校のように2校とすることで、教員にとっては異動先ができ、小学校の先生になつたらずっと小学校の先生でいられるように、ずっと盲学校の先生でいられるようになる。埼玉はずっと盲学校に勤められないからと視覚障害を学んでいる学生たちから敬遠されているが、2校あれば専門的に学んできた学生の選択肢の一つとしても見える。センター的機能をより充実させて、広島県が行っていたように、市町村の弱視学級に盲学校の教員を配置する仕組みも考えて欲しい。<br><br>知的特別支援学校や肢体不自由特別支援学校の過密過大化で、そちらの学校建設は日々の課題だということは分かっています。<br>しかし、上記したように、人数は少ないですが、盲学校も2校ある必要があります。義務教育段階で片道2時間以上かけて通学するのはその子の豊かな発達を保証する上で弊害の方が多いと思います。高校の空き教室や、総合センターのどこかのスペースを使うなど、さほどお金をかけない形でもよいので、まずは、分校計画についても検討していただきたいです。 | これまで児童生徒の通学における負担が少しでも改善されるよう、スクールバスの運行の見直しなど様々な観点から検討を行ってきました。<br>また、喫緊の課題である知的障害特別支援学校の過密解消のため、新校の設置、校舎の増築などを進めております。他の障害種につきましては、引き続き、埼玉県特別支援教育推進計画を踏まえて、教育環境の改善に取り組んでまいります。<br>市町村の弱視学級に対する特別支援学校のセンター的機能が充実が図れるよう、施策4において「特別支援教育コーディネーター等の人材育成」に取り組んでまいります。 | C    |
| 40  | 第2章 | 施策10   | オ 知的障害特別支援学校                                 | 沢山の特別支援学校的分校が増えて受験生も色々選べてありがたいのですが、出来ましたら熊谷市に分校が一つ欲しく思います。県北に無いので、北本分校がいつも高倍率で困っています。深谷市から受けたい生徒もいらっしゃいます。熊谷市に出来れば、秩父線で通える生徒も受験可能になります。いつも熊谷や鴻巣や深谷市の生徒さんから必ず熊谷市に分校が欲しいと言われておりますので、是非ご検討よろしくお願いします。   | 今後、高校内分校におけるこれまでの取組の成果と課題を検証するとともに、地域の高校内分校に対するニーズ、高校の施設の状況、特別支援学校の過密状況などを勘案しながら、高校内分校の今後の在り方について総合的に検討してまいります。  | C    |
| 41  | 第2章 | 施策2    | キ 学習指導要領を踏まえた個に応じた指導の充実                      | 普通級には、細かい教科書指導書が有りますが、特別支援学級には有りません。程度によって上、中、下の教科書(星のマークで難易度が決まっている教科書)が有りますが、使っている特学を見た事が有りません)か先生方の指導書も必要だと思います。学校によっては、小3迄全く誰にも漢字を教えていない特学や中学になつたら全く宿題を出さない特学や中学生の特学の授業には漢字と計算しか教えていない学校とか、反対に特学の中学生にも期末中間テストをやってきて、分校の過去問も授業でやっている熱心な学校があつたり、埼玉県の中で余りにも小、中学校の特学の授業の内容が違います。もう少し授業内容が統一できるツールが必要だなあと思っていますのでご検討よろしくお願いします。   | 特別支援学級に在籍する児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を受けることができるよう、いただいた御意見を参考に、施策2のキ「学習指導要領を踏まえた個に応じた指導の充実」に取り組んでまいります。   | C    |

| No. | 章   | 施策   | 主な取組  | 御意見の内容   | 県の考え方  | 反映状況 |
|-----|-----|------|---|--|--|------|
| 42  | 第2章 | 施策1  | 工 乳幼児健診や就学時健診、5歳児健診を活用した支援の充実   | 就学前に、支援の必要な児童の有無を把握できるような体制が整っていません。就学前に、どの学校にどのような支援が必要な児童が入学するのかを把握できる体制を整えてください。入学後からの体制構築では、本人も学校側も大変すぎます。この体制の構築が、学校に通えることの確率を高めると考えます。   | 施策1の工「乳幼児健診や就学時健診、5歳児健診を活用した支援の充実」において、早期から障害のある子供の状況を把握し、就学前からきめ細かい支援を充実させるよう市町村教育委員会に働き掛けることを記載しております。   | B    |
| 43  | 第2章 | 施策2  | コ 合理的配慮を求める力を育成する指導の充実  | 合理的配慮を提供する側である一般的な通常学級において、「合理的配慮」とは何か、適切に提供するマインドを学ぶことが真の意味での合理的配慮の実現につながると考えます。受ける側、提供する側のどちらも双方向の向上を目指すべく、現行の授業で取り扱いが無い場合や、不十分な場合には、道徳や総合学習の時間で積極的に扱うよう働きかけをお願いします。   | 現在、通常の学級においては、総合的な学習の時間において、福祉体験学習等を通して、障害者の困り感等を学習し、自分たちにできることや必要な支援等について学習しております。また、道徳教育については、道徳科を要とし、学校教育活動全体で行っております。その中で、多様性を認め合う、他者を尊重する心等を育む教育を進めています。他者理解を通して、児童生徒が合理的配慮の考え方について理解できるように努めてまいります。  | C    |
| 44  | 第2章 | 施策15 | ア 県立特別支援学校における医療的ケアの実施体制の充実<br>イ 医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実<br>ウ 市町村教育委員会への助言・支援 | 医療的ケア児が進学する際、必要な医療行為（例えば、I型糖尿病児の血糖値管理補佐、気管切開や胃ろうの管理）が学校内で行える体制が整っていないため、保護者が学校に通う必要があることがものすごく負担で、保護者の仕事や生活に与える影響は尋常ではありません。医療的ケア児の家族の生活が少しでも非ケア児の生活と近づけるようにするのは行政の力以外にあり得ません。ぜひ、医療的ケア児が通う学校に看護師の配置を行い、家族の付き添いがなくても安全に通える環境の実現を切に希望致します！！  | 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」制定の趣旨を踏まえ、保護者負担の軽減を図ることは、重要であると認識しております。現在、医療的ケアに関わる体制整備のための委託方式による看護師配置をモデル校1校で取り組むと共に、保護者負担軽減のための福祉タクシー等へ同乗する看護師費用の支援についても取り組んでいるところです。今後も「医療的ケア児支援法」の趣旨を踏まえて、さらなる体制整備、保護者負担の軽減の方策について研究・検討をすすめてまいります。<br>なお、各公立小・中学校における医療的ケアの実施については、各市町村教育委員会が行っています。そのため、市町村教育委員会の要請に応じて助言・支援を行うという記載になっております。 | C    |
| 45  | 第2章 | 施策10 | 工 肢体不自由特別支援学校<br>オ 知的障害特別支援学校   | 川口市の特別支援学校は知的が小中までしかなく、高等部は戸田市に通っています。また、肢体不自由児は学校すらなく越谷まで通っている状態です。地域の学校に通えないのはおかしいと思います。医療ケア児は学校の送迎が無理で親が送り迎えをしていて親は疲弊しています。このような状態は異常です。学ぶことは子供の権利です。障害があるからと言って地域から追い出されるのはあってはならないことです。住み慣れた地域で子供たちが学べるよう早急に考えてください。よろしくお願いします。   | 県立肢体不自由特別支援学校については、知的障害特別支援学校よりも学校数が少なく、通学区域が広域となっており、地域によりましては、通学の負担が大きいことは課題として認識しております。<br>そこで、これまで児童生徒の通学における負担が少しでも改善されるよう、スクールバスの運行や通学区域の見直しなど様々な観点から検討を行ってきました。<br>また、川口市から肢体不自由特別支援学校の設置について御要望を頂いており、その趣旨を踏まえ、市の協力を頂きながら、学校の設置も含め、あらゆる可能性を幅広く検討してまいります。   | C    |
| 46  | 第1章 |      |   | 第1章の総論を「インクルーシブ教育の充実・発展」の観点から加筆・修正を！<br>インクルーシブ教育の充実・発展をすすめる必要があります。この間、「障害者の権利条約」や「国連の障害者権利委員会からの総括所見」、「特別支援学校の設置基準の制定」などの情勢をうけて、あらためて本県において特別支援教育をどうすすめるべきかを議論し、発展させていくことが大切です。「第3期埼玉県特別支援教育推進計画」においては、あらためて下記の視点を中心にしてすすめていく計画にしていく。<br>① インクルーシブ教育とは「すべての子どもを対象とし、障害のある子・病気の子・不登校の子・性的マイノリティーの子・日本語を母語としない子・貧困家庭にいる子・虐待を受けている子・ヤングケアラーなど、多様なニーズをもつた子どもたちの発達を保障するために、すべての学びの場で行われる教育」である。<br>② 障害のある子は、現在も小中高校などの通常学校、小中学校の特別支援学級、小中高校の通級指導教室、特別支援学校など、多様な場で学んでいる。本県においても2024年度「インクルーシブ教育～」の検討会議を設け、その中間報告では「多様な学びの場の連続性」をよりいっそうすすめるべきとしている。そのためにそれぞれの多様な学びの場の充実（施設設備、専門性のある教職員の配置など）とそれぞれの「連続性」（学ぶ場を障害児本人や家族が自由に選び、その学びを多様な場から支援される）がもとめられている。 | 御提案の趣旨も踏まえ、第1章の5「埼玉県特別支援教育推進計画（令和7年度～令和9年度）」で目指すべき方向性に、「誰一人取り残されず多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じる共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進を目指してまいります。」と記載しております。<br>また、目標Ⅰの各施策において「連続性のある多様な学びの場」の充実に取り組んでまいります。   | B    |

| No. | 章   | 施策       | 主な取組                            | 御意見の内容  | 県の考え方   | 反映状況 |
|-----|-----|----------|---------------------------------|---|---|------|
| 47  | 第2章 | 施策8,9,11 |                                 | ・一人ひとりのニーズを大切にするために、通常学級のクラスサイズを少人数にする。<br>・施設設備はバリアフリーにし、専門的な職員を配置する   | 通常学級の人数は国の基準に基づいております。小学校においては、国の基準に則り、学級編制基準を年次進行で40人から35人に変更しています。<br>また、施策11において、学校施設のバリアフリー化の推進に取り組んでまいります。   | B    |
| 48  | 第2章 | 施策8      | イ 通級による指導や特別支援学級の充実             | ・小中学校の特別支援学級の1クラス定員を8名から6名にする。<br>・施設設備の充実とより専門性のある担任配置ができるようにする。   | 特別支援学級の学級編成は国の基準に基づいて決定しております。特別支援学級の教育環境の整備や専門性のある教員の配置について、市町村教育委員会に働き掛けてまいります。   | C    |
| 49  | 第2章 | 施策8,9    |                                 | ・通級指導教室の基礎定数化の「13人」の見直し→1人～13人までを1人とする。<br>・小学校と比べても極端に少ない中学校や高校の通級指導教室の数を拡大していく  | 通級による指導の担当教員の適切な配置を進めるため、対象児童生徒が少ない地域についても十分な配置を可能とする算定基準について、国に要望しております。<br>小中学校については、平成29年度の義務標準法改正を踏まえ、配置基準を見直す予定です。<br>高等学校については、特別な教育的支援を必要とする生徒が、どの学校に通っても必要に応じて通級による指導を受けられる教育環境の整備を目指し通級による指導を実施する学校数の拡大を検討します。   | C    |
| 50  | 第2章 | 施策10     | 工 肢体不自由特別支援学校<br>才 知的障害特別支援学校   | ・特別支援学校の「教室不足」「教職員不足」「予算不足」を改善し、より専門性のある教育をすすめる。<br>・スクールバスの増車と改善をすすめる。<br>・医療的ケア児の教育が適切にすすめられるよう、看護教員を教員とは別に配置する。<br>・盲、ろう学校のサテライト校をすすめる。<br>・将来的に特別支援学校の小規模化をすすめ、地域につながるよう「適正配置」をめざす。   | 知的障害特別支援学校的過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、県民コメントの実施時点では記載しておりません。<br>今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し、既に取り組んでいる川口特別支援学校的校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。<br>計画期間終了後も、県南ゾーンを中心に知的障害特別支援学校的児童生徒数の増加が見込まれることから、引き続き教育環境の整備について検討します。<br>適正な教職員の配置も含め、引き続き教育環境の充実に努めてまいります。<br>また、喫緊の課題である知的障害特別支援学校的過密解消のため、新校の設置、校舎の増築などを進めております。他の障害種につきましては、引き続き、埼玉県特別支援教育推進計画を踏まえて、特別支援学校の教育環境の改善に取り組んでまいります。<br>スクールバスについては、令和6年度は9台の増車を行いました。引き続き、地域ごとの状況や学校の要望等を勘案しながら、スクールバスの増車並びに車内環境の充実に努めてまいります。 | C    |
| 51  | 第2章 | 施策13     | カ 共生社会の形成に向けた支援籍学習や交流および共同学習の推進 | ・適正就学が進められるよう委員会や「支援籍」の見直しをすすめる。  | 支援籍学習や交流及び共同学習の課題解決のために研究を進めてまいります。<br>その結果を生かし、一人一人の教育的ニーズに応える支援籍学習や交流及び共同学習を推進してまいります。<br>また、就学時に決定した学びの場が固定されないことを踏まえ、長期的な視点に立った教育相談や就学相談を隨時行い、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場を適切に選択できるよう、市町村教育委員会及び関係する学校等が連携して、本人・保護者への支援に努めます。  | B    |
| 52  | 第2章 | 施策10     | 工 肢体不自由特別支援学校<br>才 知的障害特別支援学校   | 本計画の特別支援学校の新校計画を明確に明示すること。<br>知的障害特別支援学校的児童生徒数の増加が続いている特に、小学部の児童が急増しているため、下記の対策を計画的にすすめる。<br>・さいたま市を学区に含む地域に小中高等部の知的障害特別支援学校<br>・県南東部地域に小中高等部の知的障害特別支援学校<br>・県南西部地域に小中高等部の知的障害特別支援学校<br>・県西部地域に小中高等部の知的障害特別支援学校<br>・川口特別支援学校、越谷特別支援学校対策として、川口市内に小中高等部の知能併置校 | 知的障害特別支援学校的過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、県民コメントの実施時点では記載しておりません。<br>今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し、既に取り組んでいる川口特別支援学校的校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。<br>また、川口市から肢体不自由特別支援学校的設置について御要望を頂いており、その趣旨を踏まえ、市の協力を頂きながら、学校の設置も含め、あらゆる可能性を幅広く検討してまいります。   | C    |

| No. | 章   | 施策   | 主な取組                          | 御意見の内容   | 県の考え方  | 反映状況 |
|-----|-----|------|-------------------------------|--|--|------|
| 53  | 第2章 | 施策10 | 工 肢体不自由特別支援学校<br>オ 知的障害特別支援学校 | 将来的にはインクルーシブ教育や特別支援学校設置基準の趣旨に則り、<br>①過大校になった学校を適正規模になるような対策をすすめる。そのため、県有施設や市町村と連携し統廃合となった小中学校跡地等の活用などを含めて検討していく。<br>②知的障害や肢体障害の学校の専攻科設置や寄宿舎設置をすすめる。  | 計画期間終了後も、県南ゾーンを中心に知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加が見込まれることから、引き続き教育環境の整備について検討します。<br>特別支援学校においては、より専門的な知識や技能を習得するため、埼保己一学園及び大宮ろう学園に専攻科を設置しております。新たな専攻科の設置は考えておりませんが、高等部卒業後の進路の充実させるために、引き続き関係機関との情報共有や連携、就労支援事業などを推進してまいります。寄宿舎は通学困難な児童生徒の就学保障や、社会参加の力を養う場という観点からも必要です。新たな設置については研究してまいります。  | C    |
| 54  | 第2章 | 施策10 |                               | 4つの目標を達成するためには、理想論かもしれません、県内の全ての市に特別支援学校を配置すべきだと考えております。共生社会は地域に根差したものでなくてはいけません。地域における福祉や教育がそれぞれ一体となって特別支援教育を考えていこうが、障がいのある児童や生徒またその家族のQOLを高めていくことだと思っております。  | 共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進するため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を充実させる観点から、県内の全ての市に特別支援学校を配置することは考えておりません。<br>御意見の趣旨を踏まえ、目標IVに記載しているとおり、福祉や就労などの関係機関との連携強化に取り組んでまいります。   | C    |
| 55  | 第2章 | 施策15 | ア 県立特別支援学校における医療的ケアの実施体制の充実   | 医療ケアにおける実施体制の充実としては、現場の意見をしっかりと取り入れながら、慎重に進めていくことを願いたいと思っております。  | 今後も「医療的ケア児支援法」の趣旨を踏まえて、さらなる体制整備、保護者負担の軽減の方策について研究・検討をすすめてまいります。  | C    |
| 56  | 第2章 | 施策10 | 工 肢体不自由特別支援学校                 | 川口市の肢体不自由児童生徒は越谷特支まで1時間～1時間30分かけてバス通学をしている。県はバスの増便や経路の工夫で通学時間を1時間30分以内に短縮といって、これまで学校設置を計画してこなかった結果、多くの問題が長年続いています。<br>バス時間の短縮で障害児本人と家族の負担が解消されるかはまだ疑問です。肢体不自由の子どもが毎日行き帰り3時間近く拘束した状態で通学を強いられるのは身体的・精神的に非常に重い負担であることを県は認識すべきです。ましてや医療的ケア児は通学バスに看護師が配置されないためバスに乗れず、家族による車での通学を強いてきた。夜中3時間おきに端吸入など医療的ケアをした母親が睡眠不足でふらふらになりながら運転し、途中コンビニなどで休みながら送迎している実態。集団教育を受けさせたいが、親の負担が大きくやむなく訪問教育にしたり、学校近くか東京都に引っ越しするケースが依然として多いのです。また、川口市の親など遠距離のため、医療的ケアをするため「学校待機」という形で下校時刻まで校内に拘束されるという負担も大きいです。<br>県はせめて東京都のようにバスへの看護師配置をすべきです。通学支援制度をつけて家族の負担を解消しようとしたが、あまりに遠距離のため、引き受けてくれる福祉タクシー会社や同乗してケアをする看護師がないという状態であり、実効性がありません。<br>なぜ、抜本的な解決策である県南地区、川口市に新たに学校を設置するという計画を出さないのか。23年12月県議会で、川口市選出県議の山崎議員の質問に答え、川口市から具体的に提案されている旧芝園中跡地の土壌汚染や老朽化の問題があるが、「あらゆる可能性を幅広く検討する」と知事と教育長が答弁しているのにも関わらず、今回の計画にその具体化が示されていないのはなぜなのか、回答してほしいです。<br>県南地域、とくに川口市に肢体不自由特支を作ることによって、越谷特支に行っている蕨市や和光特支に行っている戸田市の肢体不自由の子どもたちも学区となり、上記に挙げた様々な問題が解消されると思います。<br>ぜひ、先を見据えた抜本的な対策を打ち出してほしいと強く思います。 | 医療的ケアが必要な児童生徒等の通学については、児童生徒の生命と安全の確保が第一に優先されるべきと考えております。そのため、車内における衛生的かつ安全な環境の確保や、特に大型スクールバスでは停車場所の確保も課題となっており、乗車中に医療的ケアを必要とする児童生徒等の乗車は原則として認めておりません。ただし、医療的ケアが必要な場合であっても、保護者の要望や主治医など医師の指導助言を踏まえ、バス乗車中の医療的ケアが必要ないと判断される場合には、スクールバスで通学しているケースもあります。<br>一方で、医療的ケア対応のスクールバスの運行には多大な予算が必要なことや、年間を通じての看護師の確保が難しいことから、本県では福祉タクシー等による通学支援事業に取り組んでおり、運賃や同乗看護師の費用を補助しています。引き続き、医療的ケアが必要な児童生徒等の通学環境の改善に向けて研究してまいります。<br>川口市から御要望頂いている肢体不自由特別支援学校の設置につきましては、市の協力を頂きながら、あらゆる可能性を幅広く検討しております。引き続き、市と協力しながら検討を進めてまいります。 | C    |

| No. | 章   | 施策     | 主な取組         | 御意見の内容   | 県の考え方  | 反映状況 |
|-----|-----|--------|--------------|--|--|------|
| 57  | 第2章 | 施策10   | オ 知的障害特別支援学校 | <p>川口特別支援学校は、小学部と中学部だけの学校にして数年しかたってないのにかかわらず、今年度児童生徒数が375名という多さです。400名を超える勢いで増えています。増築工事も始まり、ただでさえ狭い敷地の中に2棟もの校舎が建てられようとしています。校舎が完成するまでの間、児童生徒の学習環境は活動エリアが限られてしまい、さらに劣悪になって本当に悲惨な状態でかわいそうとしか言えません。川口特支は、今年で創立50年。校舎の老朽化もあり、新しく建て替える時期を迎えていました。なぜもっと早く他の校地を確保して新たな学校をつくろうと努力をしなかったのか、県のあまりに先見性と構想力の乏しさに嘆いてしまいます。</p> <p>そして、高等部生徒は、生活圏外の戸田市まで通っていますが、戸田かけはしは、239名という大規模校になっていて、川口の生徒は161名、67.4%に及びます。</p> <p>これらの大規模校化を抜本的に解消し、生まれ育った地域で安心して学べる学習環境をつくるためには、川口市内に知的障害新設校をもう一つつくり、本来の姿である、小・中・高のある学校にすべきだと思います。そして新たな学校ができることで、川口特支も小・中・高に戻すことができます。</p> <p>川口市は、土壤汚染のある旧芝園中学校跡地に代わる新たな校地を探しているとのことです、確保できればその候補地と旧芝園中跡地に（市と協議し更地にし、土壤改良したうえで）それぞれ知的と肢体不自由特別支援学校を建ててほしい。</p> <p>もし、2つの用地が確保されない場合、旧芝園中学校跡地に（更地にして土壤改良を行ったうえで）「知能併置特別支援学校」をつけてほしいと考えています。</p> <p>県の今後の整備計画（施策）は、地域の実情を踏まえて地域ごと打ち出すことが必要だと考えます。</p> | <p>知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、県民コメントの実施時点では記載しておりません。</p> <p>喫緊の課題である知的障害特別支援学校の過密状況を改善するため、既に取り組んでいる川口特別支援学校的校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。</p> <p>計画期間終了後も、県南ゾーンを中心に知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加が見込まれることから、引き続き教育環境の整備について検討します。</p> <p>また、川口市から肢体不自由特別支援学校の設置について御要望を頂いており、その趣旨を踏まえ、市の協力を頂きながら、学校の設置も含め、あらゆる可能性を幅広く検討してまいります。</p> | C    |
| 58  | 第2章 | 施策10   | オ 知的障害特別支援学校 | <p>施策10 オ 知的障害特別支援学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西部地区（主に所沢市）についても言及してほしい。</li> <li>・様々な方策→知的障害特別支援学校の新設、学区再編等</li> </ul>   | <p>知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、県民コメントの実施時点では記載しておりません。</p> <p>今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し、既に取り組んでいる川口特別支援学校的校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。</p> <p>なお、具体的な過密対策を検討するにあたっては、県南ゾーンに隣接する所沢市の状況も踏まえております。</p>  | B    |
| 59  | 第3章 | 2 指標一覧 |              | <p>「特別支援学校整備」について指標を。<br/>特別な教育的支援を必要とする全ての子供の家から学校までの通学時間1時間以内の割合等<br/>※以下、補足<br/>目標I～IVを達成するためには、特別支援学校の在り方を根本的に検討する必要がある。大規模校ではなく、真に地域に根ざした適正規模の特別支援学校について研究すべきと考える。モデルとして令和12年4月に中核市移行をめざしている所沢市に知的障害特別支援学校を設置できないか。所沢市教育委員会及び小中学校、幼稚園、保育園、所沢市福祉部・こども未来部、所沢商工会議所及び地元企業、公民館や図書館等、地域との連携を強化することで、多くのメリットが得られる。目標I～IVの指標の数値による評価のみならず、質的な向上を目指せると考える。<br/>現在、所沢市在住の知的障害のある子どもは、高等部になると入間わかくさ高等特別支援学校に入学することになる。1.5時間以上スクールバスに乗ってくる子どももいる。急な迎えや面談等、保護者の負担も大きいと思われる。入間わかくさ高等特別支援学校は過密であり、特別教室の普通教室転用を検討する状況にある。これらの問題の解決に向けて対策を講じてほしい。</p>  | <p>知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、過密対策に係る指標も県民コメントの実施時点では記載しておりません。</p> <p>喫緊の課題である知的障害特別支援学校の過密状況を改善するため、既に取り組んでいる川口特別支援学校的校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。</p> <p>そのため、指標についても計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策に係る内容を記載しております。</p>   | C    |

| No. | 章   | 施策                         | 主な取組         | 御意見の内容   | 県の考え方  | 反映状況 |
|-----|-----|----------------------------|--------------|--|--|------|
| 60  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |              | <p>【特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率について】</p> <p>就職率については経済状況や雇用促進の制度変更、企業の採用計画などに左右され、かつ生徒個人の希望と実態がかけ離れている場合や積極的な進路変更などを考えると就職率及び目標値の設定は意味がない。</p> <p>また、現状でも就労支援アドバイザーや各校の進路担当者は職場開拓に懸命になっています。重点的に取り組むべきは、就労の継続を保障するためのサポート体制であり、企業が安心して障害者採用に踏み出せるようジョブコーチの大幅増員や就労支援センターの担当者増員です。県独自に企業サポートをもっと積極的に充実させるべきです。結果、現状一般企業での採用が厳しい生徒についても企業側にとっては採用・育成に踏み出せると思うのでぜひ記載をしてください。</p>   | 御提案の内容は、福祉部の所管となっております。定着支援に向けたサポート体制は重要であることから、関係課にお伝えさせていただきます。  | C    |
| 61  | 第1章 | 4「本県における特別支援教育の現状と課題」      |              | <p>【（3）目標Ⅲ 教育環境の整備】（3）教育環境の整備</p> <p>県南ゾーンの在籍者数の増加だけでなく、県西ゾーンの在籍者の増加もすごいです。しっかり把握してください。所沢・狭山特別支援学校の児童数の増加、入間わかくさ（普通科）の生徒数増加に伴う教室不足が著しいため、新たな特別支援学校を県西ゾーンへの設置を記載してください。また、県内で大規模校に生徒をスクールバスで集中させるのではなく、どんな児童・生徒も通学時間の負担なく通うことができる地域に分散した小規模特別支援学校を設置することに方針を変更していくことを記載してください。地域の通常校との交流も活発になり、専門教員の養成や子どもたち・保護者が相談しやすい環境になると思います。小規模校の方が進路相談もよりきめ細かく進めることができます。</p>   | <p>御提案いただいた趣旨の現状は認識しており、それを踏まえ、「県南ゾーンを中心に児童生徒数が増加していることから、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し、」と記載しております。</p> <p>知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、県民コメントの実施時点では記載しておりません。</p> <p>今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し、既に取り組んでいる川口特別支援学校の校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。</p> <p>また、いただいた御意見も参考に、障害のある子供が地域で学べるよう、共生社会の形成に向けた支援籍学習や交流及び共同学習の更なる充実に取り組んでまいります。</p> | C    |
| 62  | 第2章 | 施策7                        |              | <p>施策7 県立特別支援学校の教職員に求められる専門性の向上 「ウ 長期研修や専門研修の推進」に関わっての意見です。</p> <p>盲学校では歩行訓練士の有資格者が必須ですが、本校には50代の教員2名しかこの資格を有していません。本校だけではなく、地域で学んでいる児童生徒らの歩行訓練も担っており、県内の視覚に障害がある児童生徒らにとって、歩行訓練士を増やすことは喫緊の課題だと考えられます。</p> <p>現在は、長期研修の制度で大阪まで研修に出ています。しかし、長期研修に出られるくらいの経験年数の教員は、学校の中では中心的な役割を担っていたり、プライベートでは子育てをしていたりと、大阪まで研修に出にくい状況があります。</p> <p>そこで、歩行訓練士の資格取得のための研修は、他県のようにまだ経験の浅い教員が研修にて、歩行訓練士の資格を取得して、長く盲学校で活躍できるようなシステムを作ってください。</p> | 本県の特別支援教育を推進する指導者を育成するため、長期研修や専門研修への派遣を積極的に行います。歩行訓練士などの専門家を社会人特別非常勤講師として採用し、教育活動の充実を図ってまいります。   | D    |
| 63  | 第2章 | 施策10                       | オ 知的障害特別支援学校 | <p>県南地域の知的障害特別支援学校的過密は深刻な状況です。小学部と中学部しかない川口特別支援学校の児童数は375名となり、来年度は400名を超えるとしています。戸田かけはし特別支援学校、川口特別支援学校鳩ヶ谷分校もでき、本校校舎の増築工事も行われていますが、これだけでは教室不足や劣悪な学習環境は全く改善されません。狭い敷地の中の増築で、校庭やプールは無くなり、教室や廊下での体育が常態化しています。また高等部単独校の戸田かけはし高等特別支援学校の生徒数も来年度239名という大規模校になっています。今後小中学部の児童生徒が進学していくと、さらに過密になることは容易に予測できます。</p>   | <p>知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、県民コメントの実施時点では記載しておりません。</p> <p>御提案いただいた趣旨の現状は認識しており、喫緊の課題である知的障害特別支援学校の過密状況を改善するため、既に取り組んでいる川口特別支援学校の校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。</p> <p>計画期間終了後も、県南ゾーンを中心に知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加が見込まれることから、引き続き教育環境の整備について検討します。</p>  | C    |

| No. | 章   | 施策      | 主な取組                          | 御意見の内容   | 県の考え方  | 反映状況 |
|-----|-----|---------|-------------------------------|--|--|------|
| 64  | 第2章 | 施策10    | 工 肢体不自由特別支援学校                 | 県南地域の肢体不自由特支、越谷特別支援学校も過密です。多くの特別教室が普通教室に転用され、廊下には車いすが置かれ、下校時には通学バス、放課後ディ、保護者の送迎でひしめき合っています。医療的ケア児は通学バスに乗れません。通学支援は始まり、9月県議会によると予算が付き、予算不足のため通学できない事態は少なくなりそうですが、タクシードライバー不足、看護師不足で、川口市など、遠距離になればなるほど、支援は断られることがあります。看護師同乗の通学支援を使うためには、まずは保護者の校内の待機を外れることが必要です。学校内待機が必要な保護者は、長時間の待機に加え、長時間の送迎も負担となります。通学支援を使い、保護者の負担は軽くなってしまっても、片道1時間以上の通学で疲れてしまう児童も多いです。遠距離通学には通学支援で対応といつても、適用されていない児童もいるということを忘れないでもらいたいです。 | 御提案いただいた趣旨の現状は、課題として認識しております。<br>川口市から肢体不自由特別支援学校の設置について御要望を頂いており、その趣旨を踏まえ、市の協力を頂きながら、学校の設置も含め、あらゆる可能性を幅広く検討してまいります。   | C    |
| 65  | 第2章 | 施策10    | 工 肢体不自由特別支援学校<br>オ 知的障害特別支援学校 | 戸田市内には知的障害児が通う小・中の特別支援学校がないため、和光南特別支援学校まで通っています。和光南特別支援学校の児童生徒数は333名です。教室数が全く足りていません。トイレも込み合い、安心してトイレが使用できない状況であり、給食も数年後には必要数作れなくなるかもしれません。肢体不自由児も和光特別支援学校まで通っています。障害を持つ子供たちが戸田市から川を渡り、市外の和光市まで離され、災害時など緊急時に保護者が迎えに行くことができません。   | 知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、県民コメントの実施時点では記載しておりません。<br>御提案いただいた趣旨の現状は認識しており、喫緊の課題である知的障害特別支援学校の過密状況を改善するため、既に取り組んでいる川口特別支援学校の校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。<br>肢体不自由特別支援学校の通学負担についても課題として認識しており、御意見として受け止めさせていただきます。             | C    |
| 66  | 第2章 | 施策10    | 工 肢体不自由特別支援学校<br>オ 知的障害特別支援学校 | 蕨市は市内に特別支援学校がなく、知的障害児は川口、和光南特別支援学校、肢体不自由児は越谷、和光特別支援学校まで通っています。知的特支はすべて過密状態であり、肢体特支は市を越えての遠距離通学になります。特に医療的ケア児は体や心への負担が非常に大きいです。   | 知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、県民コメントの実施時点では記載しておりません。<br>御提案いただいた趣旨の現状は認識しており、喫緊の課題である知的障害特別支援学校の過密状況を改善するため、既に取り組んでいる川口特別支援学校の校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。<br>肢体不自由特別支援学校の通学負担についても課題として認識しており、御意見として受け止めさせていただきます。             | C    |
| 67  | 第2章 | 施策10    | 工 肢体不自由特別支援学校<br>オ 知的障害特別支援学校 | 埼玉県南部地域の特別支援学校不足、教室不足、遠距離通学を解消し、希望する子どもたちが通いやすい特別支援学校にするために以下の具体策を提案します。<br>1. 埼玉県5か年計画における県南ゾーン、特に南部地域の川口特別支援学校、和光南特別支援学校、戸田かけはし高等特別支援学校、越谷特別支援学校の過密解消と、肢体不自由児の遠距離通学を解消するため、川口市内に知的と肢体の特別支援学校を設置すること。   | 知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、県民コメントの実施時点では記載しておりません。<br>喫緊の課題である知的障害特別支援学校の過密状況を改善するため、既に取り組んでいる川口特別支援学校の校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。<br>また、川口市から肢体不自由特別支援学校の設置について御要望を頂いており、その趣旨を踏まえ、市の協力を頂きながら、学校の設置も含め、あらゆる可能性を幅広く検討してまいります。 | C    |
| 68  | 第2章 | 施策10    | オ 知的障害特別支援学校                  | 2. 川口市内に新しい学校ができた際には、戸田かけはし高等特別支援学校を小中学部もある学校にして、戸田市や蕨市の児童生徒の通える学校とともに、川口特別支援学校を高等部のある学校に戻すこと。   | 御意見として受け止めさせていただきます。<br>今後の過密対策を検討する上で、参考とさせいただきます。  | C    |
| 69  | 第2章 | 施策15    | 工 肢体不自由特別支援学校                 | 3. 医療的ケア児が遠距離等で事業所利用での通学を断られることから、通学保障は公的責任で利用できる体制にすること。また、現状においては県独自に補助金をだすなどして、遠距離でも事業所が引き受けやすい方策を講じること。  | 現在、医療的ケアに関わる体制整備のための委託方式による看護師配置をモデル校1校で取り組むと共に、保護者負担軽減のための福祉タクシー等へ同乗する看護師費用の支援についても取り組んでいるところです。今後も「医療的ケア児支援法」の趣旨を踏まえて、さらなる体制整備、保護者負担の軽減の方策について研究・検討をすすめてまいります。   | C    |
| 70  | 第2章 | 施策10,15 |                               | 過密対策や医療的ケア児の通学支援など喫緊の課題を解決するために、ぜひ懇談の場を設けてください。  | 各取組の実施段階において参考にさせていただきます。  | C    |

| No. | 章   | 施策                         | 主な取組                                     | 御意見の内容  | 県の考え方  | 反映状況 |
|-----|-----|----------------------------|--|---|--|------|
| 71  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |  | <p>「連続性のある『多様な学びの場』の充実」について、個別の支援計画・指導計画の作成率だけでは、検証して不十分です。以下の検証も行い、計画に記載してください。</p> <p>①活用が実際に進んでいるのか。<br/>②どのような活用がされているのか。<br/>③作成や活用の段階でどのような課題があるのか。</p> <p>「多様な学びの場」の「連続性」だけでなく、そもそも「多様な学びの場」をどうつくるかという「多様な学びの場」の「環境整備」についても言及する計画にしてください。</p>  | <p>目標Ⅰの連続性のある「多様な学びの場」の充実は、「指標①通常の学級における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率」の他、2つの指標を用いて検証を行っております。</p> <p>また、個別の教育支援計画の活用については、「指標⑧個別の教育支援計画を用いた就労関係機関への引継ぎを行っている割合」でも検証しております。</p> <p>さらに、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用については、有識者等からも御意見をいただいており、これらを踏まえた上で計画に記載しております。</p> | B    |
| 72  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |  | キャリア教育、職業教育の検証は、就職率だけではなく、就職後の継続年数等も検証してください。就職のミスマッチが起きていないか、高等部3年間の学びが就職のためだけの学びとなっていないかといった視点での検証も必要です。  | <p>就職後の継続年数は、就労後における本人のけがや病気、企業の状況変化といった影響も受けるため、各学校における職業教育・キャリア教育の効果を測定する指標として就職率を記載しております。</p> <p>一方で、就職後の継続年数は重要であることから施策14のイにおいて県立特別支援学校と企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携し、生徒の就職時及び就職後のアフターケアなどの就労支援の充実を図る旨を記載しております。</p>                            | C    |
| 73  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |  | 専門性向上について、免許の保有率のみが専門性の指標だとは思いません。ただし、認定講習の受講枠拡大は、学ぶ機会の拡大として賛成です。   | <p>指標については、それぞれの目標を象徴し、客観的に評価できるものとして目標ごとに設定しております。</p> <p>認定講習の受講枠拡大については、御意見として受け止めさせていただきます。</p>  | B    |
| 74  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |  | <p>「新規採用教員の一部を県立特別支援学校に配置し、特別支援教育に関する経験を積ませる取組」があったことを知りませんでした。小中高校籍の教員が結果として特別支援学校に配置されていることは知っていますが、それは「経験を積ませる取組」であったのでしょうか。その場合、どのような計画（年に何人くらい「経験させる」ために配置しているのか）なのか教えてください。また、経験させるために配置されたことを本人は自覚して職務に当たっていますか。さらに、特別支援教育の専門性の担保はどうするのかということも問題です。特別支援教育を受ける子どもたちにも失礼な取組とならないようにしてください。</p> <p>もし、そのような「取組」が計画的にされているのではないとしたら、それは「取組」ではなく、結果的に配置されているというように正しく表現すべきです。</p> | <p>新規採用教員の特別支援学校への配置については、「埼玉県公立学校教員採用選考試験要項」に人数を記載し、計画的に実施しております。</p> <p>国の通知を踏まえ、施策5の「新規採用者の特別支援教育に関する経験の蓄積」を進めてまいります。</p> <p>また、施策6及び施策7の「新たに特別支援教育を担当する教員の専門性の向上やフォローアップ体制の充実」に取り組んでまいります。</p>   | B    |
| 75  | 第1章 | 4「本県における特別支援教育の現状と課題」      |  | 児童生徒の在籍割合のグラフは、視覚的に誤解を与える可能性があります。せめて、生徒数も併記すべきです。  | <p>「通級による指導・特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒の在籍割合」のグラフは、その構成比を示すことで、連続性のある「多様な学びの場」の充実が求められていることを示す根拠資料として記載しております。</p> <p>生徒数については「特別支援学級・特別支援学校等の児童生徒数の推移」のグラフに記載しております。</p>   | B    |
| 76  | 第1章 | 4「本県における特別支援教育の現状と課題」      |  | <p>教育環境の整備について、県南ゾーンのみではなく、地域をより細かく分析して過密過大校の解消のための計画にしてください。</p> <p>現「推進計画」には、子どもの数の増加について予測が示されていました。その精度には疑問がありましたが、「計画」であるからには、今後の見通しを示してください。</p>  | <p>知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、児童生徒数の推計等を含めて県民コメントの実施時点では記載しておりません。</p> <p>埼玉県5か年計画におけるゾーン別に、計画期間中の知的障害特別支援学校における児童生徒数及び学校の受け入れ規模の見込みを記載しました。</p> <p>また、今後10年間における最新の推計を記載しました。</p>   | C    |
| 77  | 第2章 | 施策2,4                      | 工 教育相談体制の整備・充実<br>ケ 特別支援教育コーディネーター等の人材育成 | 不登校対策において、センター的機能の活用とありますが、そもそも単純に不登校と特別支援教育を結びつけることがないよう正確な検証が必要です。さらに、不登校対策に特別支援学校のセンター的機能も活用するならば、コーディネーターのさらなる負担につながることは明らかで定数増が必要です。その際、コーディネーターは定数外での増員でなければ現場はさらに厳しくなります。  | <p>障害のある子供の長期欠席には、不登校の他、生活リズムの乱れや障害の状態などによるものがあることから、専門家による支援やセンター的機能の活用について記載しております。</p> <p>また、コーディネーターの負担軽減も踏まえ、施策2及び施策3に記載しているとおり、教職員定数の改善について国へ要望してまいります。</p>  | C    |

| No. | 章   | 施策      | 主な取組                                     | 御意見の内容  | 県の考え方   | 反映状況 |
|-----|-----|---------|--|---|---|------|
| 78  | 第2章 | 施策3     | オ 共生社会の形成に向けた交流および共同学習の推進                | 高校内分校は成果として強調されていますが、実態は課題も多いことに触れ、改善のための方向性を示してください。   | いただいた御意見を参考に、これまでの高校内分校における取組の成果と課題を踏まえて、高校内分校と分校が設置されている高校の更なる連携強化やそのための仕組みづくりなど、交流及び共同学習の充実に向けた研究を進めてまいります。   | C    |
| 79  | 第2章 | 施策3     | カ 通級による指導に関する指導体制の充実                     | 高校の通級指導は、拠点校のとりくみの総括をしつかり記し、その成果と課題を明らかにしたうえで、拡大するための条件・環境整備を具体的に示してください。   | 本計画は特別支援教育を総合的に推進するための基本的な考え方や主な取組を示すものです。そのため全ての取組について具体的に記載はいたしませんが、いただいた御意見を参考に、通級による指導を実施する「拠点校」での成果を踏まえて、通級による指導を実施する学校数の拡大を検討します。   | C    |
| 80  | 第2章 | 施策4     | ウ 一人一人の障害の状態や特性に応じたICTを活用した指導の充実         | ICTのプロジェクトチームによる研究は、ICT活用が目的とならないよう、特別支援教育の専門的な視点から研究できるチームを組織するといった視点で記してください。   | いただいた御意見を参考に、プロジェクトチームを組織し、各学校におけるICT活用事例の収集や研究等を行うにあたっては、ICTを効果的に活用し、児童生徒の学力向上につなげていくことが重要であり、ICTの活用自体が目的とならないよう、特別支援教育に関する専門的な視点を踏まえて取り組んでまいります。  | C    |
| 81  | 第2章 | 施策4     | キ 新たな職域・働き方を見据えた資質・能力の育成を目指す指導計画や実習計画の開発 | 「ICTを活用した新たな職域・働き方を見据えた資質・能力の育成を目指す」とありますが、そもそも労働とは単純に作業をすることや雇い主にとって便利な働き手になることではなく、例えばさまざまな人の関りや生活との関係性などから充実した生き方につながるものであり、仕事とはそのような多様な視点を重視した学校卒業後の生き方・在り方であるといった視点が抜け落ちないか心配です。   | 御意見として受け止めさせていただきます。  | E    |
| 82  | 第2章 | 施策7     | ウ 長期研修や専門研修の推進                           | (14)視覚障害に関する歩行訓練士等の研修のために長期研修へ行く場合、受けられる場所が限られており、かかる経費（移動・移住または居住等の費用など）は自己負担です。予算がつかなければ積極的に受けることができません。予算措置についても言及してください。  | 本県の特別支援教育を推進する指導者を育成するため、長期研修や専門研修への派遣を積極的に行います。なお、計画には記載はいたしませんが、長期研修に出る場合は、給与が担保され、代替教員も充てるという考え方で整理しています。  | D    |
| 83  | 第2章 | 施策7,10  |  | (15)障害種に応じた記述については、各障害種、より具体的に丁寧に記してください。   | 本計画は特別支援教育を総合的に推進するための基本的な考え方や主な取組を示すものです。そのため全ての取組について具体的に記載はいたしませんが、各取組の実施段階においては、学校の実情を踏まえて丁寧に取り組んでまいります。  | C    |
| 84  | 第2章 | 施策10,15 |  | ・県南部に肢体不自由特別支援学校を新設してください。既存の肢体不自由特別支援学校は、普通教室を確保するために、特別教室が無くなり、すし詰め状態です。<br>・教職員が産休、病休になつても代替の方がいつまでたっても着任しません。必ず、確保してください。<br>・看護教員を教員の定数枠とは別にしてください。必要数が確保できません。<br>・高等養護学校の生徒数よりも、小学部や中学部の児童の増加が激しく、必要な教室数が確保されていません。小学校や中学校は教室が不足したら、プレハブ等、必ず確保しています。障がい児ならば、我慢しなくてはいけないのでですか？必要な学校、教室、教材を確保してください。 | 川口市から肢体不自由特別支援学校的設置について御要望を頂いており、その趣旨を踏まえ、市の協力を頂きながら、学校の設置も含め、あらゆる可能性を幅広く検討してまいります。<br>産休、病休などの教職員の代替については、御意見として受け止めさせていただきます。<br>教員の必要数を確保できるよう、教職員定数の改善について国へ要望してまいります。<br>知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、県民コメントの実施時点では記載しておりません。<br>知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加については、小学部が著しく、喫緊の課題であることから、過密状況を改善するため、既に取り組んでいる川口特別支援学校の校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。 | C    |

| No. | 章   | 施策                         | 主な取組 | 御意見の内容  | 県の考え方   | 反映状況 |
|-----|-----|----------------------------|------|---|---|------|
| 85  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |      | <p>現「推進計画」期間に新設や増築した学校が記されているが、その結果、現状がどのようにになったかの分析を記す必要があります。実際には、児童生徒の増加に追いつかず、学校・教室不足は一層深刻化しているのは明白です。</p> <p>埼玉県5か年計画から、県南ゾーンを中心に知的障害特別支援学校の在籍者数の増加が見込まれると記していますが、他の地域や肢体不自由校の教室不足の状況にまったく触れていません。過大・過密、教室不足は知的障害児学校の県南ゾーンだけの問題ではなく、肢体不自由校も含め、全県的な問題です。</p> <p>埼玉県が「教室不足対策事業」を実施し、さいたま桜・羽生ふじをはじめ、学校の新設を始めた2007年度以降の知的障害特別支援学校の学校ごとの在籍者数の推移や肢体不自由校等も含めた特別教室の転用や教室不足の状況がわかる資料（表等）を示す必要があります。埼高教が12月17日の関係団体ヒアリングで提出した資料に載せた表を検証の資料として記すべきと考えます。</p>  | <p>知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、児童生徒数の推移等を含めて県民コメントの実施時点では記載しておりません。</p> <p>知的障害特別支援学校における児童生徒数と受入規模について、埼玉県5か年計画におけるゾーン別の現状値と計画期間終了時の見込みの推計値を表で記載しました。計画期間終了後も、県南ゾーンを中心に知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加が見込まれることから、引き続き教育環境の整備について検討します。</p> <p>知的障害特別支援学校における学校別の児童生徒数については、10年間の推移と、過密状況を示す表を記載しました。</p> <p>肢体不自由特別支援学校の設置については、川口市から御要望を頂いており、その趣旨を踏まえ、市の協力を頂きながら、学校の設置も含め、あらゆる可能性を幅広く検討してまいります。</p> | C    |
| 86  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |      | <p>「埼玉県5か年計画における県南ゾーンを中心に県立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加が見込まれるため、更なる教育環境の整備が必要です」という記述は、「埼玉県5か年計画では、今後も県南ゾーンを中心に県立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加が見込まれるとされていることに加え、全県的に特別教室を普通教室に転用するなど、教室不足が著しい学校が多いことから、更なる教育環境の整備が必要です」という表現に変えるべきです。</p>  | <p>知的障害特別支援学校における教室不足は、喫緊の課題であると認識しております。</p> <p>知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、児童生徒数の推移等を含めて県民コメントの実施時点では記載しておりません。</p> <p>埼玉県5か年計画におけるゾーン別に、計画期間中の知的障害特別支援学校における児童生徒数及び学校の受入規模の推移を記載していることから、案の修正は行いませんが、御意見の趣旨も踏まえ、教育環境の改善に取り組んでまいります。</p>   | C    |
| 87  | 第2章 | 施策10                       |      | <p>「埼玉県5か年計画における県南ゾーンを中心に児童生徒数が増加していることから、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し…」という記述を、</p> <p>「埼玉県5か年計画では、今後も県南ゾーンを中心に県立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加が見込まれるとされていることに加え、全県的に特別教室を普通教室に転用するなど、教室不足が著しい学校が多い。これらのことから、これまで及び今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し…」に変え、</p> <p>現行「推進計画」（R4年度～6年度）P8に記載されている表「県立知的障害特別支援学校学校別児童生徒数の推移」(①)、P43の「県立特別支援学校の児童生徒数の推移について」(②)、P44の「表3 県立特別支援学校児童生徒数の推計」(③)と同趣旨の表等を、新計画に合わせて年次を進行させて載せる求めます。</p> <p>①については、埼玉県が「教室不足対策事業」として、さいたま桜・羽生ふじ(2007年度開校)に始まる学校の新設を推進した時期からの推移を載せることで、過密・过大、教室不足がどのように進行してきたのかが県民に分かるようにする必要があると考えます。前述の埼高教が12月17日の関係団体ヒアリングで提出した資料に載せた表がそれにあたります。</p> <p>③については、現行「推進計画」策定時の推計をはるかに超えるペースで児童生徒の増加、とりわけ小学校部の増加が著しいことを示し、推計の仕方も改善する必要があります。</p> | <p>御提案いただいた趣旨の現状は認識しており、それを踏まえて、「県南ゾーンを中心に児童生徒数が増加していることから、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し」と記載しております。</p> <p>知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、児童生徒数の推移等を含めて県民コメントの実施時点では記載しておりません。</p> <p>今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し、既に取り組んでいる川口特別支援学校の校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。</p> <p>併せて児童生徒数の推移等の資料も記載しました。</p>  | C    |
| 88  | 第3章 | 2 指標一覧                     |      | <p>目標Ⅲ 教育環境の整備 に関する<br/>「6 特別支援学校の整備」の項目が「現状値」が「-」、「目標値」が空欄になっているが、これでは「指標」になっていません。<br/>「6 特別支援学校の教室不足の解消」とするなどし、転用教室を含め不足教室数を現状値、それを「0」にするというのが目標値になるのではないかでしょうか。</p>   | <p>知的障害特別支援学校の過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、過密対策に係る指標も県民コメントの実施時点では記載しておりません。</p> <p>今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策に係る指標を記載しました。</p> <p>少子化が進む中、障害のある児童生徒数が見込みを上回り増加していることから長期的なスパンで不足教室数などを見込み、数値目標を設定することが難しい状況にあります。</p> <p>一方、こうした中でも今後3年間の学校の整備計画を示す必要があることから、このような定性的な指標としております。</p>  | D    |

| No. | 章   | 施策       | 主な取組  | 御意見の内容   | 県の考え方  | 反映状況 |
|-----|-----|----------|---|--|--|------|
| 89  | 第2章 | 施策15     | ア 県立特別支援学校における医療的ケアの実施体制の充実<br>イ 医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実<br>ウ 市町村教育委員会への助言・支援 | 施策15「医療的ケアが必要な子供への対応」として、ア「県立特別支援学校における医療的ケアの実施体制の充実」、イ「医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実」、ウ「市町村教育委員会への助言・支援」が記されていますが、2021年9月に「医療的ケア児支援法」が施行されたことを十分に踏まえる必要があります。<br>「医療的ケア児支援法」には、学校設置者に対して「在籍する医療的ケア児が『保護者の付き添いがなくても』適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするために、看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師）の配置その他必要な措置を講ずるものとする」と明示され、保護者によるケアを前提としない学校における医療的ケアの実現が求められています。<br>医療的ケアを必要とする子どもは、肢体不自由校に多く在籍し、年々その数が増えている現状があります。しかし、他の障害種の特別支援学校や通常の中学校、高校の在籍者も増えています。<br>こうした状況から、施策15「医療的ケアが必要な子供への対応」に、全体像として、ア・イ・ウの各項目をより具体的に示す必要があります。   | 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」制定の趣旨を踏まえ、保護者負担の軽減を図ることは、重要であると認識しております。現在、医療的ケアに関わる体制整備のための委託方式による看護師配置をモデル校1校で取り組むと共に、保護者負担軽減のための福祉タクシー等へ同乗する看護師費用の支援についても取り組んでいるところです。今後も「医療的ケア児支援法」の趣旨を踏まえて、さらなる体制整備、保護者負担の軽減の方策について研究・検討をすすめてまいります。<br>また、いただいた御意見を参考に高等学校においても医療的ケアが必要な生徒へ適切な支援ができるよう、施策9において、校内支援体制の整備を推進します。<br>なお、各公立小・中学校における医療的ケアの実施については、各市町村教育委員会が行っています。そのため、市町村教育委員会の要請に応じて助言・支援を行うという記載になっております。 | C    |
| 90  | 第2章 | 施策8,9,10 |   | 施策8「公立小中学校における教育環境の整備」、施策9「県立高校における教育環境の整備」、施策10「県立特別支援学校における教育環境の整備」にも「医療的ケアを必要とする子どもたちのため教育環境の整備」を、それぞれの学校種の状況や課題を明らかにしたうえで、具体的な充実策を記す必要があります。<br>医療的ケアが必要な子どもが在籍するすべての学校に、「医療的ケア児支援法」の趣旨に則って、看護師等の資格のある教職員を配置することが必要です。国からの若干の財政支援はありますが、保護者によるケアを前提としない学校における医療的ケアを実現するためには、極めて不十分です。<br>「推進計画（案）」の各所で「特別支援教育コーディネーター」については、「教職員定数の改善について、国へ要望」する旨の記載が繰り返されていますが、それと同様に看護師資格のある教職員の定数化についても「国に要望する」ことを、施策8・施策9・施策10の各所に記載るべきです。<br>とりわけ、特別支援学校では肢体不自由校とろう学校に「看護教員」が配置されていますが、標準法に定めがないため、教員定数の一部を充てています。対象となる子どもが増えている中、看護教員を増やすせば担任等の教員を減らさなければならなくなるこの配置の方法（20年前と同じ）では限界が生じており、教育活動に大きな支障をきたしています。教員定数とは別枠で看護師資格のある教職員を特別支援学校に配置することが求められています。国に定数の制度化を強く働きかけることを明記とともに、それが実現するまでの間、埼玉県としてどのような策を講じるのかを具体的に記すべきです。 | 施策15のア「県立特別支援学校における医療的ケアの実施体制の充実」に当たり、学校の実情を把握しながら、適切な看護師資格のある教職員の配置に努めてまいります。<br>特別支援教育の推進のため必要な教員を含む教職員定数全体の改善については、引き続き、国へ要望してまいります。<br>なお、各公立小・中学校における医療的ケアの実施については、各市町村教育委員会が行っています。そのため、市町村教育委員会の要請に応じて助言・支援を行うという記載になっております。  | C    |
| 91  | 第3章 | 2 指標一覧   |   | 「指標一覧」には医療的ケアの充実に関する指標がありませんが、「医療的ケア児支援法」が施行し、法的に保護者によるケアを前提としない学校における医療的ケアの実現が求められている中で、指標として「看護師資格のある教職員の配置」等、医療的ケアの充実に関する項目を設定するべきです。   | 指標については、それぞれの目標を象徴し、客観的に評価できるものとして目標ごとに設定しております。<br>そのため、全ての取組に対して指標の設定はしておりませんが、御意見の趣旨を踏まえ、医療的ケアの実施体制についても、客観的なデータを参考に進捗管理をしながら取組を進めてまいります。   | C    |

| No. | 章   | 施策                         | 主な取組                                       | 御意見の内容  | 県の考え方   | 反映状況 |
|-----|-----|----------------------------|--|---|---|------|
| 92  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |  | <p>現行計画における目標 I 「連続性のある『多様な学びの場』の充実」に関する「成果と課題」が、指標①「通常の学級における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率」、指標②「支援籍学習を支える学校ボランティア養成講座の年間受講者数」、指標③「特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率」の3つの指標で検証されています。しかし、そもそも通常学級・学校も含めた「多様な学びの場」がそれぞれ充実しているのか、またその「多様な学びの場」がどのように連続的に機能しているのかという視点が重要です。</p> <p>小・中学校の特別支援学級や通級指導教室はもとより、とりわけ2018年度から実施されている高校での「通級による指導」の充実も求められています。</p> <p>「連続性のある『多様な学びの場』の充実」の要となるのは、特別支援学校の「センター的機能」です。特別支援学校の「センター的機能」がどのように発揮され、どのような課題があるのかもあわせて検証する必要があります。特別支援学校の実情としては、学校の過大・過密化によって、児童生徒数に対する教職員数の比率が年々悪化する傾向にある中で、校内支援で手一杯となり「センター的機能」を発揮したくてもできないのが現実であることも「現状と課題」として記す必要があります。過大・過密の解消とともに、教職員の「未配置・未補充」の解決、教職員の定数改善等が大切です。</p> | <p>現行計画の目標 I については指標①②③を設定していることから、それらを用いて検証を行っています。いただいた御意見は参考として、「多様な学びの場」の連続性の確保につながるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用や支援籍学習の充実を推進してまいります。</p> <p>施策 3 及び施策 9 に記載しているとおり、これまで取り組んできた拠点校での成果を共有しつつ、特別な教育的支援を必要とする生徒が、どの学校に通っても必要に応じて通級による指導を受けられる教育環境の整備を目指し通級による指導を実施する学校数の拡大を検討します。</p> <p>連続性のある「多様な学びの場」を充実させるため、特別支援学校のセンター的機能の活用などによる校内支援体制の整備・充実は重要であると認識しております。そのため、目標 I の各施策において、センター的機能活用や充実について記載しております。</p> <p>また、施策 2 及び施策 3 に記載しているとおり、教職員定数の改善について、国に要望します。</p> | C    |
| 93  | 第2章 | 施策4                        | ク 共生社会の形成に向けた支援籍学習や交流および共同学習の推進            | 施策 4 「ク 共生社会の形成に向けた支援籍学習や交流及び共同学習の推進」は、「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進につながるよう、（中略）一層の充実を図ります」とまとめられていますが、その前に「特別支援学校が『センター的機能』を十分に発揮し」の一文を挿入することで、連続性のある学びの場を充実させ、インクルーシブな教育システムを構築するための要が特別支援学校のセンター的機能であることが明確に示せます。   | 御指摘いただいた箇所は、特別支援学校の学びの場を充実させる施策となっております。特別支援学校のセンター的機能は、特別支援学校が専門性を発揮することにより、小中高等学校等の通常の学級等、他の学びの場の支援を行うものであるため、この箇所には記載しておりません。なお、特別支援学校のセンター的機能の充実が必要であることは認識しており、施策 1.3 オにその旨記載があります。  | C    |
| 94  | 第2章 | 施策8                        | 工 通級による指導の担当教員の適切な配置<br>オ 巡回型の「通級による指導」の推進 | 工「通級による指導の担当教員の適切な配置」に、「（略）基礎定数化を踏まえ、通級による指導の担当教員を、適切に配置します」ありますが、ニーズの高まりとともに、基礎定数化される標準定数が実態に合わなくなっています。対象の児童生徒13人に対して教員1人では、通級による指導を充実させることは非常に困難です。まして「巡回型の通級による指導」では、担当する教員がいくつもの学校をまたがって指導に当たることになり担当教員の大きな負担となっています。国に対して通級による指導を担う教員定数の更なる改善を働きかけることを施策として明記するべきです。また、定数改善されるまでは、埼玉県として特別な予算を確保し、13人に満たない学校に担当教員の配置を行なうべきです。   | 通級による指導の担当教員の適切な配置を進めるため、対象児童生徒が少ない地域についても十分な配置を可能とする算定基準について、国に要望しております。<br>平成29年度の義務標準法改正を踏まえ、配置基準を見直す予定です。   | C    |
| 95  | 第2章 | 施策9                        | ア 通級による指導の導入の推進                            | <p>「通級による指導を実施する「拠点校」での成果を共有し、高校における通級による指導の導入を推進します」と記されていますが、「拠点校」の内、2018年度の制度導入時から「モデル校」として実践を積み重ねてきた4校中3校（皆野高校、鳩山高校、八潮南高校）が「魅力ある県立高校づくり」として、再編整備され2025年度をもって廃校になります。さらに県教委は、先日（1月9日）、新たに「魅力ある県立高校づくりの方針（案）」を公表し、2038年度までの14年間に、5期程度に分けて、県立高校131校を116校～112校に再編整備（15～19校削減）するとしました。</p> <p>県は「1学年あたり6学級以上が望ましい」としていますが、小規模な学校で特別な教育的なニーズのある生徒が丁寧に指導を受けている実例が埼玉県にはたくさんあるはずです。小規模な学校を統廃合するのではなく、少子化のいまだからこそ、高校でも40人の学級規模を縮小し少人数学級にすることなどで、学級数を確保しながら、「通級による指導」を充実させ、高校内で連続的に機能するように教育環境を整備することが重要です。</p>  | 施策 3 及び施策 9 に記載しているとおり、これまで取り組んできた拠点校での成果を共有しつつ、特別な教育的支援を必要とする生徒が、どの学校に通っても必要に応じて通級による指導を受けられる教育環境の整備を目指し、通級による指導を実施する学校数の拡大を検討します。   | B    |

| No. | 章   | 施策                         | 主な取組 | 御意見の内容  | 県の考え方  | 反映状況 |
|-----|-----|----------------------------|------|---|--|------|
| 96  | 第2章 | 施策10                       |      | 「多様な学びの場」を連続的に機能させるための要である特別支援学校の「センター的機能」の充実策を具体的に記すことが必要です。   | 御指摘いただいた箇所は、特別支援学校の教育環境を整備する施策となっております。特別支援学校のセンター的機能は、特別支援学校が専門性を発揮することにより、小中高等学校等の通常の学級等、他の学びの場の支援を行うものであるため、この箇所には記載しておりません。なお、特別支援学校のセンター的機能の充実が必要であることは認識しており、施策1・3オにその旨記載があります。  | B    |
| 97  | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |      | 現行計画における目標Ⅱ「特別支援教育を担う教職員の専門性向上」に関わる成果と課題の検証の指標として、指標④「特別支援学級における特別支援学校教諭免許状保有率」、指標⑤「特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率」を掲げています。特別支援教育を担う教職員の専門性向上の指標が免許状の保有だけでよいのでしょうか。   | 特別支援学校教諭免許状の保有率は、特別支援教育を担う教員の専門性を図る指標として客観的であるため、指標として選定しております。<br>特別な教育的支援を必要とする子供への支援を充実させるため、目標Ⅱの各施策において、研修の充実や専門家を活用した校内支援体制の充実による指導力の向上に取り組むことを記載しております。  | B    |
| 98  | 第2章 | 施策5,6,7                    |      | 施策5「すべての教職員に求められる特別支援教育に関する専門性の向上」、施策6「通級による指導、特別支援学級を担当する教員に求められる専門性の向上」、施策7「県立特別支援学校の教職員に求められる専門性の向上」が記されているが、専門性の向上を特別支援学校教諭免許状の保有率の向上や研修の充実、校内体制の充実など、学校と教職員の責任にゆだねているような記述が目立ちます。個々の教職員の専門性とともに教職員集団としての専門性を高め、学校の教育力を向上させるという視点が大切です。教育活動や研修に専念したり、教職員の共通理解を十分に図っていったりするための教育条件整備の必要性について記述すべきです。目標Ⅲ「教育環境の整備」の中に、何よりも特別支援学校の学校・教室不足解消、教職員の「未配置・未補充」の解決、さらには教職員定数の改善を国に働きかけることなどを含め、具体策を記す必要があります。 | 特別支援学校の教室不足解消については、施策10「県立特別支援学校における教育環境の整備」に記載のとおり取組を進めてまいります。<br>「未配置・未補充」の解消については、本計画の対象外ですが、解決すべき喫緊の課題であることは認識しており、引き続き解消に向けて最大限努めてまいります。<br>教職員定数の改善については、施策2及び施策3に記載しているとおり、国に要望します。<br>また、施策6にある記載しているとおり、オンライン等による研修の実施・拡大など、研修方法を工夫します。   | B    |
| 99  | 第2章 | 施策10                       |      | 児童が増加している中、教室が不足しています。ひとつの教室をパーテーションで区切って2つにしたり、日光の当たらない教室があつたり、万が一の際に避難しにくい場所を教室にしていたりします。どの教員も多忙で、休憩時間がないのが半ば当たり前です。  | 御提案いただいた趣旨の現状は認識しており、それを踏まえて、「県南ゾーンを中心に県立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加が見込まれるため、更なる教育環境の整備が必要」と記載しております。<br>教職員の多忙化解消については本計画の対象外ですが、教職員の専門性向上を図るにあたっては、多忙化解消にも配慮して進めてまいります。   | C    |
| 100 | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |      | 児童生徒が支援籍学習に行く際、担任等が引率しても後補充されず、学校の指導体制に支障をきたしています。ボランティア数が全く足りていないことの分析が甘いです。そもそも支援籍学習の後補充をボランティアで行おうとすること自体が、支援籍学習も、学校の教育活動も軽視しています。支援籍学習の希望者数に応じた教職員の増員を行うなどの施策が必要と考えます。  | 支援籍学習を支える学校支援ボランティアについては、登録者数を増加させる必要があると認識しております。広報等により、今後ともボランティア登録者数の確保に努めてまいります。<br>また、教職員定数の改善について、国に要望します。   | C    |
| 101 | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |      | 就職率で職業教育の充実を図るのは間違っています。一般就労を希望する生徒の実態はその年にによって違うわけですから、単純に就職率で測れるはずがありません。目標値をかけることも必要ありません。目標値があることで生徒に無理をさせることにつながりかねません。「小・中学部段階からの就労支援の充実」が掲げられていますが、就職という「出口」から小・中学部の教育を考えるのは間違っています。小学部の子どもたち、中学部の子どもたちには、発達の過程においてその時代に必要な学習や活動があります。就労指導を早い時期から行うのではなく、高等部卒業後にさらに学ぶ場を広げるための専攻科等の設置こそが求められています。   | 一般就労の実現は、各特別支援学校において実施している職業教育・キャリア教育の充実の成果を客観的に示す数値であることから、指標として選定しております。<br>この指標は、県の5か年計画や第4期埼玉県教育振興基本計画の指標としても設定しているものです。<br>生徒の進路希望が様々であることを踏まえ、対象を「一般就労を希望する生徒」としております。<br>特別支援学校においては、より専門的な知識や技能を習得するために、塙保己一学園及び大宮ろう学園に専攻科を設置しております。新たな専攻科の設置は考えておりませんが、高等部卒業後の進路の充実させるために、引き続き関係機関との情報共有や連携、就労支援事業などを推進してまいります。 | C    |

| No. | 章   | 施策                         | 主な取組 | 御意見の内容   | 県の考え方  | 反映状況 |
|-----|-----|----------------------------|------|--|--|------|
| 102 | 第1章 | 2「埼玉県特別支援教育推進計画の検証～成果と課題～」 |      | この間の「成果」を書き並べただけで、「課題」が書かれていません。特別支援学校の教室不足の実態がどうなっているのか、その事実をしっかりと記し、もっと大きな課題として記述すべきです。在籍者数の増加が見込まれるから教育環境の整備が必要なのではなく、現在の教育環境が「人権侵害」とも言えるような状況なのです。今、在籍している子どもたちの劣悪な教育環境の改善はすぐに行われなければなりません。現場の危機感がこの「計画」には全く感じられません。もっと現場の状況を反映した「計画」を作成すべきと考えます。深刻なのは県南ゾーンだけではありません。全県的に教室不足であることを前提に考えるべきです。 | 御提案いただいた趣旨の現状は認識しており、それを踏まえて、「県南ゾーンを中心に県立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加が見込まれるため、更なる教育環境の整備が必要」と記載しております。<br>知的障害特別支援学校的過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、県民コメントの実施時点では記載しておりません。<br>今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し、既に取り組んでいる川口特別支援学校的校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。  | C    |
| 103 | 第2章 | 施策5                        |      | 教職員が専門性を発揮するためには、人的環境が充実していかなければなりません。学校が大規模化とともに教職員一人当たりの子どもの人数が増えています。また、「地域のセンター的役割」「支援籍学習」「関係機関との連携」「保護者支援」「各種研修」「I C T教育」「外国語教育」など、やるべきことはどんどん増えているのに教職員数は増えません。学校は忙しくなるばかりです。教員定数を満たしていくも大変なのに、県内の特別支援学校や特別支援学級は「未配置・未補充」が深刻です。「専門性の向上」を掲げるならば、「未配置・未補充」の解決策や、教職員を増員する施策を最初に示すべきです。          | 「未配置・未補充」の解消については、本計画の対象外ですが、解決すべき喫緊の課題であることは認識しており、引き続き解消に向けて最大限努めてまいります。<br>教員定数の改善については、施策 2 及び施策 3 に記載しているとおり、国に要望します。   | C    |
| 104 | 第2章 | 施策10                       |      | 教育環境の整備の施策の記述が簡易すぎます。知的特別支援学校の新增築の計画などを具体的に記すべきです。肢体不自由の越谷特別支援学校も過密過大ですから、肢体不自由校の新設計画も必要です。また、寄宿舎の記述がいっさいありません。今の社会の中で、特別支援学校における寄宿舎の教育的意義は一層大きくなっています。寄宿舎教育を充実させるための施策も記すべきです。  | 知的障害特別支援学校的過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、県民コメントの実施時点では記載しておりません。<br>喫緊の課題である知的障害特別支援学校的過密状況を改善するため、既に取り組んでいる川口特別支援学校的校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。<br>計画期間終了後も、県南ゾーンを中心に知的障害特別支援学校的児童生徒数の増加が見込まれることから、引き続き教育環境の整備について検討します。<br>また、川口市から肢体不自由特別支援学校の設置について御要望を頂いており、その趣旨を踏まえ、市の協力を頂きながら、学校の設置も含め、あらゆる可能性を幅広く検討してまいります。<br>寄宿舎については通学困難な児童生徒の就学保障や、社会参加の力を養う場という観点からも必要です。寄宿舎における児童生徒への指導の充実を図るために研究してまいります。 | C    |
| 105 | 第1章 |                            |      | 障害者権利条約、国連障害者権利委員会「総括所見」等の国際的動向や障害者差別解消法、子どもの権利条約等の趣旨を踏まえ、子どもたちの学習権・人権を保障する観点から計画を策定すること   | 第1章総論の「3 特別支援教育を取り巻く社会の動向」に記載しているとおり、御意見の趣旨を踏まえて計画を策定しました。   | B    |
| 106 | 第2章 | 施策10                       |      | 「特別支援学校設置基準」の趣旨を踏まえ、既存校も含め、県内のすべての特別支援学校の教育環境を整備・充実させること。その際、学習権・人権侵害ともいえる学校・教室不足の抜本的な解消につながる具体的な計画とすること。  | 施策10に記載のとおり、県立特別支援学校における教育環境の整備を行う際は、特別支援学校設置基準を踏まえ、適切な対応に努めます。  | B    |
| 107 | 第2章 | 施策10                       |      | 特別支援学校の学校・教室不足の解消のための具体的な学校建設計画を明記すること。  | 知的障害特別支援学校的過密対策については、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載するため、県民コメントの実施時点では記載しておりません。<br>今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し、既に取り組んでいる川口特別支援学校的校舎増築の他、計画策定の時点で検討を終えた具体的な過密対策を記載しました。  | B    |
| 108 | 第2章 | 施策2,3,4                    |      | 特別支援学校の学校・教室不足の解消と特別支援教育の充実のために、通常の学校（小・中・高等学校）、小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室、高校における通級指導等、多様な学びの「場」を充実させるための教育条件整備をすすめること。  | 目標 I の各施策に記載のとおり、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。   | B    |

| No. | 章   | 施策      | 主な取組 | 御意見の内容   | 県の考え方   | 反映状況 |
|-----|-----|---------|------|--|---|------|
| 109 | 第2章 | 施策2,3   |      | 教職員定数の抜本的な改正や、学校建設のための国庫補助率引き上げ等について、国に要望をする必要性があること。  | 施策2及び施策3に記載のとおり、教職員定数の改善について、国に要望します。また、計画には記載しておりませんが、国庫補助率の引き上げについても、引き続き国に要望します。   | C    |
| 110 | 第2章 | 施策5     |      | 特別支援教育を専門的に担当する教員を計画的・系統的に配置できるよう教員採用制度を見直すこと。学校現場で現に働いている臨時教職員の勤務経験を適正に評価した採用制度とすること。   | 施策5に記載のとおり、専門性の高い人材の確保のため特別選考を実施します。また、臨時の任用教員として一定の勤務実績がある者については、第1次試験の一部を免除する特別選考を実施しております。引き続き、経験を適正に評価する教員採用選考試験を実施します。   | C    |
| 111 | 第2章 | 施策15    |      | 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を十分に踏まえた施策とすること。医療的ケアの必要な子どもたちの学習権保障のために、看護師・看護教諭を県単独予算で十分に配置すること。そのために国に対して定数法に位置づけるよう要望すること。各学校での医療的ケア充実のために、必要な施設・設備の充実・改善を計画的にすすめること。 | 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」制定の趣旨を踏まえ、保護者負担の軽減を図ることは、重要であると認識しております。現在、医療的ケアに関わる体制整備のための委託方式による看護師配置をモデル校1校で取り組むと共に、保護者負担軽減のための福祉タクシー等へ同乗する看護師費用の支援についても取り組んでいるところです。今後も「医療的ケア児支援法」の趣旨を踏まえて、さらなる体制整備、保護者負担の軽減の方策について研究・検討をすすめてまいります。<br>特別支援教育の推進のため必要な教員を含む教職員定数全体の改善については、引き続き、国へ要望してまいります。 | B    |
| 112 | 第2章 | 施策2,3,4 |      | ICTを活用した学習指導については、子ども集団と教職員集団の豊かな関わりを大前提とした指導が大切であること。活用にあたっては子どもたちの健康被害に配慮すること。とりわけ自閉性の障害がある子どもへの活用にあたっては、「依存」状態に陥りやすい障害特性に十分に配慮すること。                                 | 施策2,3,4に記載のとおり、ICT機器は障害の状態や特性に応じて活用するものであり、その趣旨を踏まえて各学校で活用するよう周知してまいります。  | C    |
| 113 | 第2章 | 施策5,6,7 |      | 教職員集団としての専門性を高めるために、十分に教職員集団が共通理解を図ることが可能な「ゆとり」とそのための条件整備が必要であること。校務のDX化が、教育の質的低下を招かないよう配慮すること。  | 校務DX化・教職員の多忙化解消については本計画の対象外ですが、教職員の専門性向上にあたっては、多忙化解消にも配慮して進めてまいります。<br>また、教職員が適切な「ゆとり」を持てるための、教職員定数の改善について、国に要望します。   | C    |
| 114 | 第2章 |         |      | 諸施策の実施にあたっては、教職員の負担軽減、多忙化解消の視点が重要であること。  | 教職員の多忙化解消については本計画の対象外ですが、各施策の実施にあたっては、多忙化解消にも配慮して進めてまいります。<br>また、施策の実施が教職員の負担増につながらないための、教職員定数の改善について、国に要望します。  | C    |